

第七條

取扱注意

126

昭和四十六年十月十八日

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国  
との間の協定の擬問擬答 (第七条)

条

約

局

○第七條

目次

問七―1	三億二千万ドル支払の性格いかん。	1
問七―2	さすれば、この支払は、基本的に「つかみ金」的性格を有するものであるのか。	2
問七―3	三億二千万ドルの積算を示せ。	3
問七―4	三億二千万ドルに決定したが、これに対する米側の要求額はいくらであつたか。	4
問七―5	一旦三億ドルと決定されていたのが、あとで二千万ドルが追加になつたといわれるがどうか。	5
問七―6	三億二千万ドル以外の財政負担はないのか。	6
問七―7	資産買取りの内訳を示せ。	7
問七―8	三公社資産の中にはガリオア資金で造成されたものがあるのかかかわらずなぜ買い取ることとしたのか。	8

問七―9 道路のような行政財産を買い取るの筋がとおらぬと  
思うがどうか。

問七―10 沖繩返還のような場合は、一般国際法上の国家継承の  
場合に該当するものであり、米國資産の買取りは、国際  
法上の国家継承の原則及び一般的国際慣行に反すること  
になるのではないか。(参考。國家継承の際における國  
有財産の処理に関する国際法学者見解)

問七―11 施政権の移転に際し、公有財産の処理等との関連で讓  
受國により支払のなされた例について問う。(参考。關  
係國會答弁)

(四六。二。二五、衆予第二分科米原議員質問関連。本件擬問擬答 PP 19 ; 23 参照)

問七―11-1 (イ) シェンデルナゴール割讓条約における公有財産の  
処 理 ぶ り い か ん 。  
政 府 の 讓 渡 さ れ た 由 で は 、 公 有 財 産 は 、 無 償 で イ ン ド  
繼 承 の 場 合 、 公 有 財 産 は こ の よ う に 無 償 で 引 き 継 が  
れ る の が 一 般 的 國 際 慣 行 に 反 す る 支 払 は 、 こ の 慣 行 に  
場 合 に お け る 米 國 資 産 に 対 す る 支 払 は 、 こ の 慣 行 に  
反 す る こ と と な る の で は な い か。

<p>問 七 — 14</p> <p>う が核 どの こ撤 に去 移等 転に す対 るし のて か七 °千 万ド ル程 度 が 合 意 さ れ た と い</p>	<p>問 七 — 13-1</p> <p>わらす れなで たいに の—そ かとの °の時 趣期、 旨に「 をき未 答てだ 弁い具 しる体 の的 いでに る、相 が早談 、急は そにで のやき 後らて 協ない 議けな はれい 行ばが なな、</p>	<p>問 七 — 13</p> <p>のの上 見際、核 解、沖撤 を核繩去 問撤にに う去核伴 °確兵う 認器費 のが用 た存を め在わ のすが 点る國 檢こが がと負 必は担 要明す とらる 考かこ えでと るあに がりな 、つ 政復た 府帰以</p>	<p>問 七 — 12-2</p> <p>由ての はよこ七 ないと千 いかで万 で°あド はさるル なもが程 いな、度 かけこが °れれ、 ばは核 、現撤 七在去 千沖な 万繩ど ドにに ル核対 をのす 米あるも に証の 支拠で 払とある う考る 理えと</p>	<p>問 七 — 12-1</p> <p>約だ行る 束となこ核 をすわと抜 とるれをき りとなみに つ、いれ関 け米のばす て側で、る あがは米わ る撤な國が か去いに方 °費かよの を°る支 前も核払 す返撤、 る還去沖 こ前は繩 とに、返 に行返還 つな還後 きわ後行 米れにな 倒るしわ ののかれ</p>	<p>問 七 — 12</p> <p>い か「 に核 し撤 て去 きな めど らに れ対 たし のて か七 °千 そ万 のド 詳ル 細程 を度 説明と せい よう °の は、</p>
---	---	---	---	---	---

問七―15 退職金のわが国による一部負担は、地位協定第二十四条  
条に対する違反ではないか。 29

問七―16 雇用分野等での余分の経費とは何か。その積算を示せ。  
(参考。沖縄及び本土における退職金算定方式) 30

問七―17 沖縄の米軍労務者が直接雇用から間接雇用へ移行する  
のに伴い、米側の労務管理費が増加するのでこれを日本  
側が負担するといわれているが、地位協定違反ではない  
か。 35

問七―18 米政府の対琉球援助によりつくられた学校等がある  
というが具体的にはどのようなものがあるのか。 36

問七―19 第七条にいう「、費用を負担することとなること  
等」を考慮し、「の」「等」「(inter alia)」とは何か。 37

問七―20 第七条にいう「、雇用の分野等において」の等。  
(particularly in the area of employment.....)  
とは何をさすのか。 38

問七―21 支払方法は、なぜ均分としなかつたのか。 39

○第七條

問七―一 三億二千萬ドル支払の性格いかん。

答 今回の三億二千万ドルの対米支払は、交渉の結果合意された金額であるが第七條に掲げられていること、すなわち米国の資産が日本政府に移転されること、米國政府がこれらの諸島の日本國への返還を千九百六十九年の共同聲明第八項にいう日本政府の政策に背馳しないよう実施すること、米國政府が復歸後に雇用の分野等において余分の費用を負担することとなることの三つの項目を主たる柱として考慮したものである。

問七 1 2 さすれば、この支払は、基本的に「つかみ金」的性格を有するものであるのか。

答 協定上内訳はないが、交渉の結果として総額三億二千万ドルで合意したものであるところ、その主たるものは協定第七条に記されているが、資産の引継ぎで一億七千五百万ドル程度、退職金負担で七千五百万ドル程度、核の撤去などに対して七千万ドル程度が適当であると判断したからである。

問七―三 三億二千万ドルの積算を示せ。

答 協定上内訳はないが、総額三二〇百万ドルで合意したのは、資産の引継ぎで一七五百万ドル程度、退職金負担で七五百万ドル程度、核の撤去などに対して七〇百万ドル程度が適当と判断したからである。

問七―四 三億二千万ドルに決定したが、これに対する米側の要求額はいくらであつたか。

答 交渉の経緯を明らかにすることは、事からの性質上差し控えた  
ら。 (大蔵省作成)

問七―五　いつたん三億ドルと決定されていたのが、あとで二千万ドルが追加になつたといわれるがどうか。

答　ご質問のような事実はない。

(注)

（新聞報道等によれば、三億ドルで結着がついたものとして、さらには追及された場合には）

交渉過程においては、大小さまざまな数字が双方より持ち出されることは当然であるが、結論として協定記載の金額に落ち着いたものである。

問七 一 六 三億二千万ドル以外の財政負担はないのか。

答 国の債務の負担としては、この協定で定めた三億二千万ドル以外はないことは当然である。

ただ、沖縄の返還によつて本土の地位協定が適用されるからその結果として米軍の使用する施設区域の提供費などは毎年度の予算に計上していくことになる。

問七 一七 資産買取りの内訳を示せ。

答 三公社資産、那覇空港施設、行政用建築物、道路構築物、航路標識等を評価対象資産としているが、その内訳は、三公社資産で一五〇百万ドル程度、その他の資産で二五百万ドル程度である。

問七 一 八 三公社資産の中にはガリオア資金で造成されたものがあるのかかかわらずなぜ買い取ることとしたのか。

答 今回の三公社等の資産有償引継ぎはその資産価値に着目して対価を支払うものでありガリオア返済とは無関係である。

問七一九 道路のような行政財産を買い取るのは筋がとおらぬと思うがどうか。

答 道路についても、三公社等と同じく、その舗装部分等は、民生上必要かつ有益な米国の投資資産であると考えられるので、有償引継ぎの対象としても特に問題はないものと思われる。

問七 10 沖繩返還のような場合は、一般国際法上の国家継承の場合

合に該当するものであり、米國資産の買取りは、国際法上の国家継承の原則及び一般的国際慣行に反することになるのではないか。(参考・国家継承の際における国有財産の処置に関する国際法学者見解)

答 いわゆる国家継承については、一般国際法上も明確な原則はなく、具体的な処置は当事国間の取極に一任されており、その際、参考となりうる先例の積み重ねがあるというにすぎない。また、沖繩返還をいわゆる国家継承の場合と同様に考えることは必ずしも適当でない。米國の沖繩における施政権の行使は平和条約第三条によつて認められた特殊なものであり、わが國に潜在主權があり、施政権の返還に伴う財産権の処理の問題は、もつぱら日米間の特別の取決めにより解決すべきものである。

なお、一般の国家継承の場合については、領土の部分的移譲に伴い当該領土内に存在する国家財産のうち行政財産については無償で引き継がれる場合が多いが、かかる行政財産の範囲は必ずしも明確でなく、また国際慣行上も、国家財産が有償で引き継がれた例もかなり多い。

(参考)

国家継承の際における国有財産の処理に関するわが国の国際法学者の見解を略述すれば次のとおりである。

1 立作太郎「平時国際法論」

合併に依り消滅する国家又は被併合国家の資産（公共的建設物、国有鉄道、政府の国内及国外の諸銀行の預金等を含む）は、合併に依り成れる国家又は併合国家が之を継承すべきことを認められる。

2 田岡良一「国際法講義」上巻

領土割譲条約の中には、割譲地域の住民の国籍及び権利の問題、割譲国及び地方団体の財産及び債務の問題、割譲国が第三国に対して負う国際法上の義務の問題等に関する取極を含むものを常とする。一般国際法は、原則としてこれらの問題を譲渡国と譲受国との間の取極に一任する。一

般慣習法として存する現在にはわずかである。国際法学説が  
 国家相続又は国家継承の題下に説くところは、大部分は既  
 往の割譲条約に設けられた規定を抽出して作つた原則にす  
 ぎないものであつて、決して、他の国家間の割譲条約もこ  
 れにならうことを必要とし、ならわぬものは無効となる  
 という性質のものではない。ただし(一)事柄が第三国の  
 権利義務に關する場合には、割譲当事者間の取極のみによ  
 つてすべてを決定することは許されないので、一般国際法が  
 ここに干渉する場合がある。(二)当事者間の取極に任せ  
 られる事項についても、従来多数の条約の採用する原則で  
 あつて、当事者間に別段の定めがなされない限りこれに拠  
 るのを当然とみなすべき補充規定としての一一般国際法規は  
 存在する。左に事項別にこれを説明しよう。

(イ) 住民の国籍。

省略。

(ロ) 住民の既得権。

省略。

(ハ) 譲渡国の財産及び債務。

割譲地域内に存在する

譲渡国固有の不動産は譲受国に移転するのが原則である。  
 もし割譲条約の中に固有不動産に關して何等の規定もな

## 横田喜三郎「国際法学」上巻

いとときには、この原則に従うものと見なしてよいであろう。これに反して動産について諸条約の規定は区々であつて、右のような原則が存在することは証明されない。

ある。割譲は国家の領土の一部が他の国家に譲渡されることである。分離は国家の領土の一部が独立し、新しい国家を形成することである。どちらの場合にも、国家の消滅はなく、国家の消滅に基づく相続は起こらない。しかし、割譲され、分離した領土に関する権利義務は、相続の問題が起る。行政的な権利義務は、相続される。財産的な権利義務のうちで、財産は相続される。負債については、理論的には、比例的に相続されるのが適當であるが、実際上では、確定していない。

問七—11

施政権の移転に際し、公有財産の処理等との関連で譲受国により支払のなされた例について問う。(参考。関係国会答弁)

答(イ)

フランス・レバノン金融財政協定——一九四八年

フランスの信託統治から独立したレバノン政府は、同政府が譲受する仏国有財産(各種兵舎、石油給油所、病院、格納庫、電話施設、放送局航空管制通信及び氣象観測施設器材等が含まれている)のため支払を行なっている。(関係条文注1)

(ロ)

パレスチナ統治終了財政取極——一九五〇年

英国政府は、在イスラエル同政府軍用資産(土地を含む)をイスラエル政府に移譲する。移譲された右軍用資産に対する支払等のため、イスラエル政府は支払を行なう。

(関係条文注2)

(注)

なお、山東懸案解決条約——一九二二年もこの種の例に属する。

旧独膠州租借地内にある固有財産中、日本側が買収、建造したもの及び日本側による附加価値分、さらに青島、濟南府鉄道財産の現実価格は有償で中華民國に引き渡された。

(關係条文注3)

(注ノ)

フランス・レバノン金融財政協定(1948年)

Agreement concerning monetary and financial relations between the two countries (with annexes, explanatory protocol and annexed letters). Signed at Paris, on 24 January 1948

Article 8

French credits shall be determined as follows:

1. French property

The French Government shall transfer and the Lebanese Government shall accept the premises listed in Annex I, in their present stage, the total value of which shall be fixed at the lump sum of 18 million Lebanese pounds, which shall be credited to France and debited to Lebanon.

The Lebanese Government shall direct its administrative and military personnel to vacate any French-owned premises which they may now occupy if they do not acquire title thereto under this article.

Premises belonging to the French State and situated in Lebanon other than those transferred in pursuance hereof, may be freely used or alienated by the French State subject to the laws and regulations in force in Lebanon.

2. Transfer of military equipment

A lump sum of 1,640,000 Lebanese pounds shall be credited to France and debited to Lebanon in respect of military equipment in excess of the normal equipment of the units which is transferred by the French Government to the Lebanese Government at the time the special troops are transferred to Lebanon.

3. Telephone system

The sum of 80,000 Lebanese pounds shall be credited to France and debited to Lebanon in respect of the

balance due to the French Government from the Lebanese Government in respect of the transfer of the Lebanese telephone system to Lebanon.

4. Beyrouth broadcasting station

The amount due in respect of the transfer by the French Government of the Beyrouth radio broadcasting station to the Lebanese Government, which has been fixed at the lump sum of 150,000 Lebanese pounds by an exchange of letters between the General Delegation of the French Government and the Lebanese Government shall be credited to France and debited to Lebanon.

5. Flying control and meteorological equipment

The sum representing the value of equipment belonging to the French State comprising the three flying control radio stations and the five meteorological stations operating in Lebanon and transferred to the Lebanese Government on 1 January 1947, which totals 130,000 Lebanese pounds, shall be credited to France and debited to Lebanon.

Article 9

The total French credits listed in article 8, amounting to 20 million Lebanese pounds representing the aggregate owed by Lebanon, shall bear interest at the rate of 1 per cent per annum. This amount shall be paid in francs at the official rate of exchange of the French franc to the Lebanese pound on the date of payment.

The aforesaid payment shall be made by debiting Old Account No.1 referred to in article 2 hereof in five equal annual instalments due on 30 June 1949, 30 June 1950, 30 June 1951, 30 June 1952 and 30 June 1953, respectively.

If the official parity reported to the International Monetary Fund between the pound sterling and the Lebanese pound should on any of the dates aforementioned exceed 8.83125, the amount of the instalment

16-3

in Lebanese pounds shall be so increased as to leave unchanged the value of the said instalment in pounds sterling, calculated at the rate of exchange of 8.83125.

## ANNEX I

LIST OF PREMISES OWNED BY THE FRENCH STATE IN LEBANON  
TO BE TRANSFERRED IN ACCORDANCE WITH ARTICLE 8 OF THE  
AGREEMENT SIGNED OF TO-DAY'S DATE

- Lyautey-Weygand barracks
- Military court
- Small garage at the military court
- Granger barracks
- Gey barracks
- Southern part of the Franchet-d'Esperrey barracks
- Joffre barracks
- Desgré-Duloup barracks
- Lambrouin barracks
- The so-called "musicians' barracks"
- Lot 3
- Former Rouessat petrol station
- Hammana Chabanieh and Hammana Amariam stores (excluding the parts restored to the former owner)
- Tripoli hospital
- Ablah camp
- Rayak aerodrome (excluding the parts occupied by the White Fathers, the Sisters of the Holy Family, and the D.H.P.), the right being reserved to remove the four so-called "twin-arch" hangars.

## ANNEX II

STATEMENT OF ASSETS TO BE TURNED OVER BY FRANCE TO THE  
SUPERIOR COUNCIL OF COMMON INTERESTS

A. Amounts due to "common interests" under the heading of deposit accounts transferred to "common interests" on 1 April 1944.

	Lebanese pounds
(1) C.I. treasury funds .....	5,660,000.00
(2) C.I. deposit account: Ottoman Public Debt .....	716,390.00
(3) C.I. deposit account, monthly bond for former staff of the Ottoman Public Debt .....	490.00
(4) C.I. deposit account: reserve fund to cover the proceeds of the fixed rate paid by the Iraq Petroleum Company .....	269,040.00
(5) C.I. deposit account: tobacco monopoly .....	6,090.00
(6) C.I. deposit account: deductions for pensions of the local staff of the quarantine services .....	18,940.00
(7) C.I. deposit account: proceeds of the lighthouse surtax .....	24,820.00
(8) C.I. deposit account: proceeds from the securities covering coin issues of the Lebanese Republic .....	8,550.00

---

6,704,320.00

The following payments are to be deducted from the above total:

- |   |            |
|---|------------|
| (a) expenditure by the Paris and Marseilles offices to the account of the Syrian and Lebanese Governments ..... | 903,226.39 |
| (b) Payments made to the Lebanese Legation in France (12 April and 2 May 1945) .....                            | 18,750.00  |

(注2)

パレスチナ統治終了財政取極(1950年)

Agreement between the United Kingdom and Israel for the settlement of financial matters outstanding as a result of the termination of the Mandate for Palestine, with Exchanges of Letters.—London, 30th March, 1950

ARTICLE 2

The Government of Israel shall make or facilitate payments to the Government of the United Kingdom, and make a contribution towards the discharge of the liabilities of the Mandatory Government, as follows:-

(a) Subject to the provisions of Article 9 (b) hereof, the Government of Israel shall, immediately after the signature of this Agreement, permit the remittance to the Government of the United Kingdom, and the conversion into sterling of a sum of 1,118,000 Israel Pounds in discharge of the following commercial debts:-

(i) The balance owing by Steel Brothers, Steel Brothers and Company, Ltd., or both, as agents for the Mandatory Government, in respect of food supplies procured by the Government of the United Kingdom on behalf of the Mandatory Government: £669,000.

(ii) Bank balances standing to the credit of the Mandatory Government in Israel, with the exception of such balances as are standing to the credit of the Custodian of Enemy Property of the Mandatory Government: £381,000.

(iii) The balance due in respect of telephone exchange equipment supplied by the Crown Agents for the Colonies to the Government of Israel since June, 1949: £68,000.

(b) Subject to the provisions of Article 9 (a) hereof, the Government of Israel shall pay to the Government of the United Kingdom the sum of £5,882,000 in payment of other commercial debts and for the assets to be transferred to the Government of Israel under Article 7 hereof, and as part of the general

settlement, by way of contribution towards the servicing of the 3 per cent. Guaranteed Stock, which liability is being discharged by the Government of the United Kingdom, the claims mentioned in Article 6 hereof, and abolition benefits paid, or to be paid, by the Government of the United Kingdom to former officials of the Mandatory Government resident in Israel.

#### ARTICLE 7

(a) The Government of the United Kingdom shall transfer to the Government of Israel their rights and interests in assets, including land, in Israel, other than those described below, held by, or on behalf of, His Majesty's Secretary of State for War or His Majesty's Secretary of State for Air. The rights and interests of the Government of the United Kingdom in the following assets shall not be transferred to the Government of Israel:-

(i) Allenby Barracks Married Quarters, Jerusalem, and the land on which they stand;

(ii) Any asset which the Government of the United Kingdom have already agreed to sell to some other person and in respect of which they have already received a deposit on account of the purchase;

(iii) Various temporary structures in Jerusalem. The exclusion of the above assets shall not imply any admission by the Government of Israel of the title of the Government of the United Kingdom thereto, while the Government of the United Kingdom at the same time maintain their claim to such title.

(No.13.)— Sir J.I.C. Crombie to Mr. D. Horowitz  
Dear Mr. Horowitz, London, 30th March. 1950.

In connexion with Article 7 of the Financial Agreement signed to-day, I have the honour to inform you that the assets referred to in Item (ii) of paragraph (a) of that Article are as follows:-

(i) Temporary Structures—Camps 406/7 (Alamein) Jerusalem;

(ii) Temporary Structures—Highland Light Infantry Camp, Mount Scopus, Jerusalem;

(iii) Temporary Structures—Allenby Barracks, Jerusalem;

(iv) Royal Air Force Married Quarters, Qatamon, Jerusalem;

(v) Carmelite property on French Carmel, Haifa.

2. The assets referred to in Item (iii) of the said paragraph are as follows:-

(i) Minor temporary structures on land belonging to Leigh and Tippert, Mount of Olives, Jerusalem;

(ii) Minor temporary structures on land at German School, Jerusalem;

(iii) Minor temporary structures on land adjoining Railway Station, Jerusalem;

(iv) Minor temporary structures at Railway Station, Jerusalem;

(v) Minor temporary structures at Tannous Car Park, Jerusalem;

(vi) Minor temporary structures on Faig's land, German Colony, Jerusalem;

(vii) Minor temporary structures at Shell Company's Car Park, Jerusalem;

(viii) Minor temporary structures at Public Works Department Station, Talpioth, Jerusalem;

(ix) Temporary structures at Transit Camp, Jerusalem;

(x) Temporary structures at No.11 Stationery Depot, Jerusalem.

(注 3)

租借地關係

山東懸案解決條約（一九二二年）

第五 条

日本国政府ハ旧独逸膠州租借地内ノ一切ノ公有財産（土地、建物、工場又ハ營造物ヲ含ム）ハ嘗テ独逸国官憲カ所有シタルモノナルト該地域ノ日本国行政ノ期間内ニ日本国官憲カ買収シ又ハ建造シタルモノナルト間ハス之ヲ支那共和国政府ニ移転スルコトヲ約ス但シ本条約第七条ニ規定スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六 条

前条ニ依ル公有財産ノ移転ニ付テハ支那共和国政府ハ何等補償ヲ要求セラルルコトナカルヘシ尤モ日本国官憲カ買収又ハ建造シタルモノニ付及嘗テ独逸国官憲カ所有シタルモノニ対スル改良又ハ添加ニ付テハ支那共和国政府ハ日本国政府カ現実ニ支出シタル費用ニ対シ減損及存続価格ノ原則ヲ考量シ公正且衡平ナル額ヲ償還スヘシ

## 第十四条

日本国ハ青島濟南府鐵道及其ノ支線ヲ之ニ附屬スル他ノ一切ノ財産  
 (埠頭、倉庫及他ノ同種ノ財産ヲ含ム)ト共ニ支那国ニ移転スヘシ

## 第十五条

支那国ハ前条ニ掲クル一切ノ鐵道財産ノ現實価格ヲ日本国ニ償却ス  
 ルコトヲ約ス

右償却セラルルヘキ現實価格トハ五千參百四拾万六千百四拾壹(五參  
 四〇六、壹四壹)金貨「麻」(前掲財産中独逸人ノ遺留セル部分ノ  
 査定額)又ハ其ノ相当額ニ日本国カ右鐵道ノ管理中前掲財産ニ加ヘ  
 タル永久的ノ改良又ハ添加ノ為現實ニ支出シタル額(相当ノ減損価  
 格ヲ控除ス)ヲ加ヘタルモノトス

前条ニ掲クル埠頭、倉庫及他ノ同種ノ財産ニ關シテハ日本国カ鐵道  
 管理中ニ加ヘタル永久的ノ改良又ハ添加ノ費用(相当ノ減損価格  
 ヲ控除ス)ヲ除クノ外何等ノ負担ヲ課セサルモノトス

○福田國務大臣 米原さんはもう非常によく御承知のようです。つまりあれはデディケートというふうに書いてあります。ありますが、法律関係とすると使用貸借契約、そういうことになつております。ただ、それが無償であるということだけなのです。所有権が米政府にあるということは法律上非常にはっきりしている問題なのです。

しかし、これなんかも県民の感情というふうなことも考えなければならぬ問題だろう、こういうふうに残しまして、まだこれは結論を得ておりませんが、そういう諸問題を含めてアメリカ側と話をしておる、こういうことであります。

○米原分科員 この琉球政府の出している資料を見ますと、これは概訳のものですが、これを見ましても、実際上はアメリカ政府が占領地の住民の生活福祉の問題は当然やらなくてはならぬ責任があるものであります。それでやつたものであつて、私たちは本来払

うべき筋合いのものじゃない、こゝろ具体的な資料でも考えざるを得ないわけです。こゝろいゝ問題について、いままで国際的なそゝいゝ慣例はありませんか。

○前田説明員　こゝろいゝ沖繩返還といゝようゝな特殊な事例といゝものがかつてございませんで、そゝのような事例はございませんで。

○米原分科員　たとえばフランスの領有地になつていたインドのシヤンデルナゴールの自由市、これが一九五一年にインドに返還されておりますね。そのときは、これは沖繩のよゝうゝな二十數年間じやなくて、相当長い期間の領有であつたわけです。だから、フランスの投資されてゐる資産といゝものも相当膨大なものですね、そゝろいゝ点から見れば、一世紀以上にわたつてゐるわけです。そゝろいゝところの返還の場合、フランスの国有財産になつておるものは全部無償で引き継いでおります。こゝろいゝ例を聞いておりますが、そゝろいゝ意味から考えると、

沖繩の場合には、ああいうふうに平和条約第三条で切り離されたけれども、潜在主権はあるのだということをアメリカ側もかなり初期から認めているわけです。インドの、完全に主権も失われていたというのとは若干事情が違いますが、インドのような場合、そういうところの返還、こういう問題です。それから、返還されて沖繩県民の利益になることは言うまでもありません。いろいろなものが返還されて、当然それは県民の役にたつものが返還されるわけです。その点の利益をこうむることには間違いないけれども、しかし同時に、この二十数年間アメリカ軍がどれだけ利益を受けられたかというものは、たいへんなものがあると思ふのです。要するに、主要な点は、むしろそういう資産の問題よりも、あそこが軍事基地になつていて、おそらく沖繩を軍事基地として使うことができなかつたとしたら、ベトナム戦争もできなかつたのじやないかといわれているくらいな、軍事的に非常に利益をこうむつてゐる。もしもあそこに軍事基地をアメリカは置けないとしましたならば、別なところに軍事基地をつくつてやらなくてはならぬ、その費用というものはたいへんなものだらうと思ふのです。

その点はほとんどただでやつてゐるわけです。そして今後、返還されても基本的にはその権利は持つてゐるわけですね。アメリカがあそこを軍事基地として果たす機能を引き下げることはしないといふ共同声明になつてゐるわけですから。そうしますと、そういう軍事的な利益、それに伴う経済的利益というものも、依然としてアメリカは大きなものをとつてゐるわけですから。

そういう立場から考えますと、先ほど言われましたけれども、国民感情と言われるのが、どうも大蔵大臣と考えることが違ひのじやないか、根本的にそこを再検討する必要があるのじやないか、こういうふうに考えますが、どう思われますか。

○福田國務大臣　私は、米原さんと基本的に考え方の違ひがあるのを感じたのですが、沖縄に米軍が駐留する、これはアメリカに軍事上の利益というよりなこともあつたかもしれません。しかし、同時にわが日本の安全保障、こういうことにもずいぶん役だつて

おる。その辺はだいぶ違つておるのじやないかというふうに思いますが、それはそれといたしまして、核抜き、無条件七十二年返還、これが実現する、その話合いの一環の問題ですから、これを資産承継問題という角度からばかりで論ずるわけにもいかないのです。その包括的交渉の中の一こまである、そういう御理解をしていただきたい、かように存じます。

○米原分科員 最後ですが、さつき申しましたインドの場合ですね。フランスの領有地となつていたシャンデルナゴール自由市の返還問題のときに、相当長期かつたけれども、結局フランスの国有財産をすべて無償で引き継いだ。それとは別にして、ある場合は沖繩の場合はよく似ておりますが、確かに別のものを払つておるようです。しかし、これは金額としたら非常に少ない。少なくともそういう点で、実際上は相当膨大な資産を金を払つて引き継いだ、こういうようなやり方をすべきでないのじやないかということを強調しまして、私の質問を終わります。

(四六。二。二五、衆予第二分科 米原議員質問関連。本件擬問擬答 pp 19 | 23 参照)

問七  
11-1

(イ) シャンデルナゴール割譲条約における公有財産の処理ぶりいかん。

(ロ) この条約においては、公有財産は、無償でインド政府に譲渡された由であるが、一般国際法上の国家継承の場合、公有財産はこのように無償で引き継がれるのが一般的国際慣行であり、今回の沖縄返還の場合における米国资産に対する支払は、この慣行に反することとなるのではないか。

答 (イ) シャンデルナゴール割譲条約は、フランスからインドに対するシャンデルナゴールのフリー・タウンの領域の割譲について定め、一九五一年二月二日に署名されたものである。この条約の第五条は、「フランス共和国政府は、シャンデルナゴールの

フリータウンの領域にある国及び公共団体が所有するすべての財産をインド政府に移譲する」と規定している。(注)

(ロ) 沖縄返還をいわゆる国家継承の場合と同様に考えることは必ずしも適当ではないが、一般の国家継承の場合についても領土の部分的移譲に伴い、当該領土内に存在する国家財産のうち行政財産については無償で引き継がれる場合も多いが、かかる行政財産の範囲は必ずしも明確でなく、また国際慣行上も、国家財産が有償で引き継がれた側もフランスの信託統治から独立したレバノンにある国有財産の処理(フランス・レバノン金融財政協定、一九四八年)、あるいはイギリスによるパレスチナ統治の終了の結果生じた財政問題の処理(一九五〇年)等にみられることは、既述(問七―10、11参照)のとおりである。

( 註 Article V

The Government of the French Republic transfers to the Government of the Republic of India all the properties owned by the State and public bodies lying within the territory of the Free Town of Chandernagore.)

問七―12

「核撤去などに対して七千万ドル程度」というのは、いかなる性格の支払か。その積算の基礎いかん。

答

返還協定第七条の規定において、米国政府は、沖縄のわが国への返還を一九六九年の共同声明の第八項にいうわが国政府の政策に背馳しないよう実施すること、すなわち沖縄の核抜き返還の義務が明確にされたのである。しかし、主としてこれに対応するものとしての七千万ドル程度を含めた三億二千万ドルという額が日米間において種種折衝の結果合意されたものである。この七千万ドルの支払は、もともと積算の基礎などということになじまない性質のものであり、また、事がらの性格からしてもその内容を明らかにし得ないものであるが、前述のごとき経緯により七千万ドル程度が適当であると認め、このように妥結した次第である。

問七 一

12-1

核抜きに関するわが方の支払は、沖縄返還後に行なわれることからみれば、米国による核の撤去は返還後にしか行なわれないのではないか。もし返還前に行なわれるのだとすれば、米側が撤去費を前払いすることにつき米側の約束を取り付けてあるか。

答

核抜きについては、協定第七条が明確に定めているとおり、米国は共同声明第八項に述べられた日本政府の非核政策に反しないように沖縄の返還そのものを実施する義務を負っているのであるから、沖縄の返還が右政策に反しない状態、すなわち核抜きの状態で行なわれる、換言すれば核抜きは返還までに行なう義務が米側にあることは一点の疑いもない。

この米側の義務は、これに見合つた日本側の支払が返還後に行なわれることによりいささかも影響されるものではなく、米側は、

この義務を負っている以上これを履行するため返還前核撤去に必要な費用を自らの資金の中から手当てすべきことは当然のことであつて、費用前払いの必要性を特にとりだして米側に約束させておくまでもないことである。

## 問七 一

12-2

沖繩返還協定第七條に、三億二千万ドル支払の一項目として、「沖繩返還を共同声明第八項にいう日本国政府の政策に背馳<sup>ち</sup>しないよう実施すること」を特記しており、政府説明によれば、右三億二千万ドルのうち七千万ドル程度が核撤去などに対するものであるとのことであるが、これは現在沖繩に核が存在する証拠と考えてよいか。さもなければ、七千万ドルを米国に支払う理由はないではないか。

## 答

沖繩が米国の施政権下にある現在沖繩に核があるかないかということを日本政府として公式に申し上げる立場にない。

日本側がいわゆる核抜きにつき共同声明にも協定にも明記することを強く要請したのはメーヌBが存在したことが事実として確認されており、その他の種類の核兵器の存在も考えられたためである。いずれにせよ、沖繩が核抜きで返還されることは、累次述べてきたとおり、なんら疑いの余地のないところである。

問七 1 13

核撤去に伴う費用をわが国が負担することになつた以上、  
 沖繩に核兵器が存在することは明らかであり、復帰の際に  
 核撤去確認のための点検が必要と考えるが、政府の見解を  
 問う。

答

沖繩の「核抜き」返還については、一昨年十一月の日米共同声  
 明及び今回の沖繩返還協定第七条により明確に約束されていると  
 ころであり、政府としては返還後の沖繩に核が存在しないことを  
 なんらかの方法でさらに具体的に（たとえば個々の施設・区域に  
 あたつて点検するというような方法で）確認する必要があるとは  
 考えていない。しかしながら核に関する沖繩住民の気持も十分理  
 解できるので、協定上の約束以上に必要であるという意味ではな  
 く、心情的には念には念をいれるという意味でなんらか適当な方  
 法があるかどうかにつきさらに米側と話し合ひを続けてゆきたいと  
 考えている。

問七  
13-1

沖繩からの核撤去の方法に関し、佐藤総理は七月二十一日の予算委員会において檜崎議員の質問に対し、「いまだ具体的に相談はできていないが、すでにその時期にきているので、早急にやらなければならないと思つてゐる」との趣旨を答弁されたが、その後核撤去の方法について日米間の協議は行なわれたのか。行なわれたのであれば、その結果はどうか。また、沖繩県民に対しては、どうしてその不安を除去するつもりか。

答(一) 沖繩の「核抜き」返還は、一昨年十一月の佐藤総理とニクソン大統領との共同声明第八項で明らかなおり、日米最高首脳間の深い相互理解と信頼に基づく確約であつて、その実施についてはなんら疑いの余地のないところであるが、今回これをさらに明確にするため協定第七条において核に関するわが国の政

策に背馳<sup>ち</sup>しない沖繩返還を条約文として明記した次第であり、「核抜き」返還は明確に約束されている。

(二) したがって、沖繩が返還される暁には、核がない核抜きで返還するということを米国は約束しているのであり、米国は当然責任をもつてこれを実施する次第であるから、どうやつて核なしを実施するかについては日本政府と協議すべき性質のことがらではない。

(三) 佐藤総理の答弁の意図は、核抜きの返還についてはわが国としても大きな関心を持つており、今後の沖繩返還協定実施のためのお話合いの場においても随時米側とこの問題を念をおしておくことが当然ありるので、そのような話をいまだしていないが、いずれ早急にやりたいとの意向を示したもので、具体的な核兵器撤去計画立案につき日米間で協議するという趣旨ではないと承知している。

（前記のごとき米側との話をいつ行なつたか及びその際の内容がいかであつたかについては外交上の機密であり、政府としてこれを公表すべき立場にはない。）

問七―14 核の撤去等に対して七千万ドル程度が合意されたという  
がどこに移転するのか。

答 核抜き返還については、深い理解と信頼の下両国首脳間で確約  
されている事からであり、なんら疑問の余地はないが、核の移転  
先が日本以外のどこであるかは、その性質上明らかにしうるもの  
ではない。

問七―15 退職金のわが国による一部負担は、地位協定第二十四条  
に対する違反ではないか。

答 返還後は地位協定第二十四条によつて米側が所定の手続により  
軍労務者の退職金を支払うこととなるところ、いかなる退職金を  
米側が支払うかについては沖繩軍労務者の強い希望、本土軍労働  
者との均衡等の諸点を勘案して復帰前雇用期間を含めた本土なみ  
通算の計算方法によることとしたので返還なかりせば米側が負担  
する必要のなかつた分の負担を含むこととなる。

かかる余分の負担分に見合ひものを、国際間の衡平公正な処理  
として日本側が協定に基づいて支払うこととしたものであつて地  
位協定違反とはならない。

問七―16 差換え

問七―16 雇傭の分野等での余分の経費とは何か。その積算を示せ。

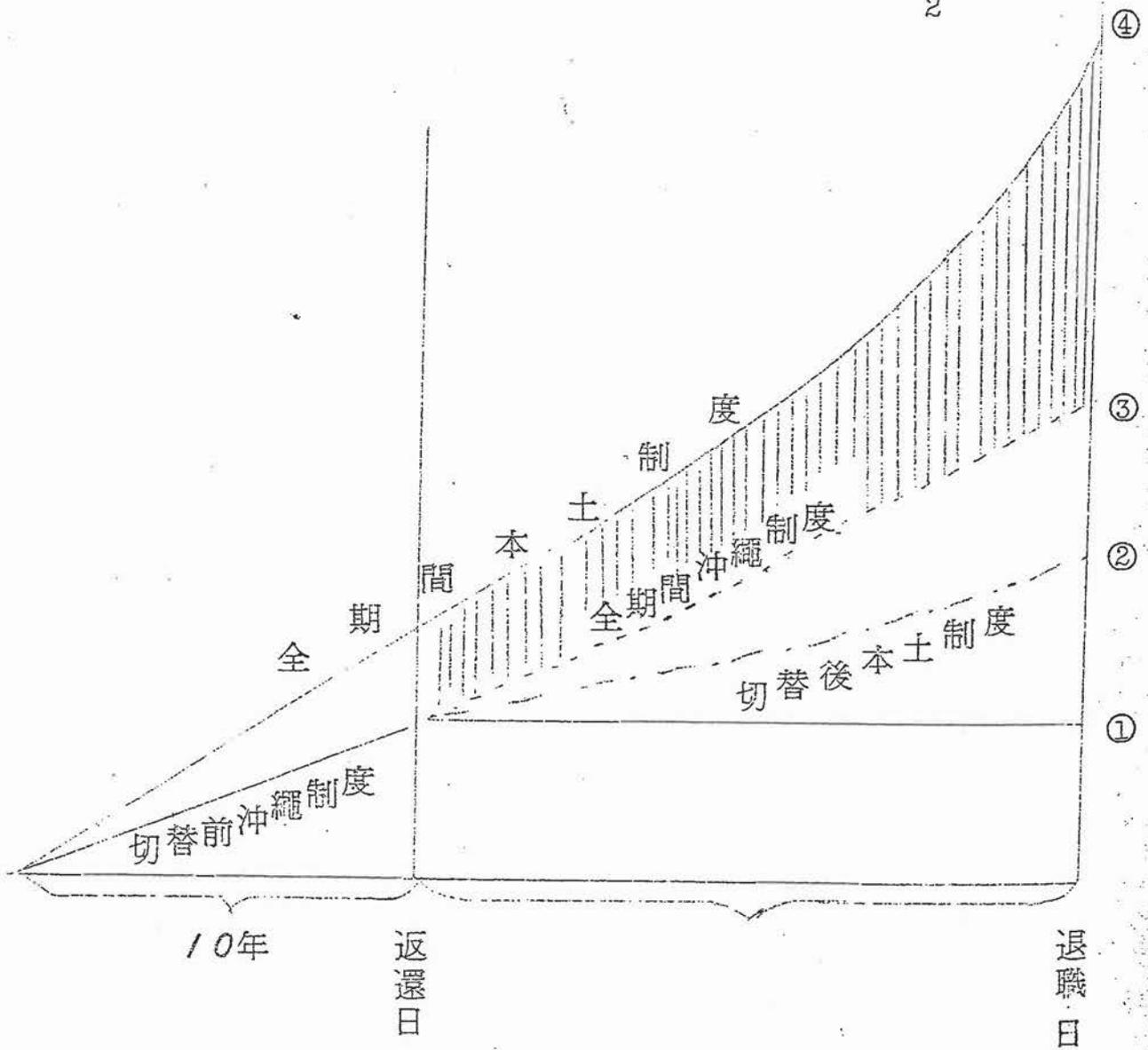
答 沖縄返還協定交渉の過程で、米側は沖縄返還によりその負担が増加する各種の経費（たとえば電気代、水道代等の負担増加部分あるいは労務費の増加部分）についてはぜひ日本側において負担してほしいという要求があつたが、交渉の結果合意議事録に明らかにされているように、復帰後退職する沖縄の米軍労務者の退職金の計算については、本土労務者との権衡等を考慮してこれらの労務者が復帰前より引き続き雇用されていた者とみなして、昭和二十七年四月三十日以降で復帰前の雇用期間を通算したうえで、本土の基本労務契約等の算定方式に従い米軍が支払うこととする。とともに沖縄復帰がなかつた場合の予想支払をこえる余分の経費を考慮して、約七五百万ドル程度を支払うこととしたものである。

なお、余分の経費に相当する額としては、復帰時における約二万人の労務者が従来と同様の傾向で退職する場合を予想して算出し、七五百万ドル程度を見込んでいる。(さらに積算根拠を追及された場合には)

なお、退職金算出の基礎となる退職時の給与については、従来の実績等を勘案してベースアップを見込み、また復帰前の勤続年数については、現在の労務者の平均勤続年数である約十年を前提として計算している。

(注) 1 復帰前においても本土軍労務者の退職金と沖縄軍労務者の退職金の差額を日政援助金として琉球政府を通じて支払っている。

(注)  
2



(大蔵省作成)

退職手当支給計算式

駐留軍従業員

勤続年数	通常の支給額	支給百分率 辞職人員整理	
1年未満		/	
1年以上 ～2年未満	給与月額 + (給与月額 × $\frac{\text{勤続月数}}{12}$ )		
2年以上 ～5年未満	給与月額 + (給与月額 × 1.3 × $\frac{\text{勤続月数}}{12}$ )	50%	105%
5年以上 ～7年未満	給与月額 + (給与月額 × 1.6 × $\frac{\text{勤続月数}}{12}$ )		
7年以上 ～15年未満	給与月額 + (給与月額 × 1.7 × $\frac{\text{勤続月数}}{12}$ )	75%	110%
15年以上		100%	120%

沖縄従業員

勤続年数	基礎額	支給百分率 辞職人員整理	
2年未満	月額基本給 × $\frac{\text{勤務月数}}{12}$	/	
2年以上 ～5年未満	月額基本給 × $\frac{\text{勤務月数}}{12}$		
5年以上 ～7年未満	月額基本給 × $\frac{\text{勤務月数}}{12}$	60%	130%
7年以上 ～15年未満	月額基本給 × $\frac{\text{勤務月数}}{12}$	100%	140%
15年以上	月額基本給 × $\frac{\text{勤務月数}}{12}$	110%	150%

駐留軍従業員

給与月額＝基本給＋（基本給加算額）＋調整手当＋語学手当＋扶養手当＋固定保障額

（基本給加額は人員整理による退職者へのみ加算される。（第5章7.f））

沖縄従業員

月額基本給＝時間給単価×1971年7月1日現在の週勤務時間×4.33

駐留軍従業員と沖繩従業員の退職手当支給割合比較表

勤続年数	人員整理			辞職			備
	駐留軍従業員(A)	沖繩従業員(B)	( B / A )	駐留軍従業員(A)	沖繩従業員(B)	( B / A )	
1	2.1 月分	1.0 月分	47.6 %	1.0 月分	月分	%	
2	3.78	2.4	63.5	1.8	0.5	27.8	
3	5.145	3.6	70.0	2.45	0.75	30.6	
4	6.51	4.8	73.7	3.1	1.0	32.3	
5	9.45	6.5	68.8	4.5	3.0	66.7	
6	11.13	7.8	70.1	5.3	3.6	67.9	
7	14.19	9.8	69.1	9.675	7.0	72.4	
8	16.06	11.2	69.7	10.95	8.0	73.1	
9	17.93	12.6	70.3	12.225	9.0	73.6	
10	19.8	14.0	70.7	13.5	10.0	74.1	
11	21.67	15.4	71.1	14.775	11.0	74.5	
12	23.54	16.8	71.4	16.05	12.0	74.8	
13	25.41	18.2	71.6	17.325	13.0	75.0	
14	27.28	19.6	71.8	18.6	14.0	75.3	
15	31.8	22.5	70.8	26.5	16.5	62.3	
16	33.84	24.0	70.9	28.2	17.6	62.4	
17	35.88	25.5	71.1	29.9	18.7	62.5	
18	37.92	27.0	71.2	31.6	19.8	62.7	
19	39.96	28.5	71.3	33.3	20.9	62.8	
20	42.0	30.0	71.4	35.0	22.0	62.9	
21	44.04	31.5	71.5	36.7	23.1	62.9	
22	46.08	33.0	71.6	38.4	24.2	63.0	
23	48.12	34.5	71.7	40.1	25.3	63.1	
24	50.16	36.0	71.8	41.8	26.4	63.2	
25	52.2	37.5	71.8	43.5	27.5	63.2	

問七―17 沖縄の米軍労務者が直接雇用から間接雇用へ移行するのに伴い、米側の労務管理費が増加するのでこれを日本側が負担するといわれているが、地位協定違反ではないか。

答 そのような事実はない。

（新聞報道によれば労務管理費の肩代り分一、〇〇〇万ドルについて日本側は了承したとされているではないかと具体的に追及された場合には、）

大蔵省と財務省との交渉の過程において、米側より沖縄の労務管理について日本側に負担してほしいという金額の目安としてそのような数字の話ができたが、御承知のように地位協定によつて労務管理の費用は米側が負担することとなっているので、これらの費用は米側に代わつて日本政府が肩代りするという性質のものではない。（大蔵省作成案）

問七―19 第七條にいう「<sup>○</sup>、<sup>○</sup>、費用を負担することとなること等<sup>○</sup>」を考慮し、「の「等」<sup>○</sup>」(inter alia)とは何か。

答 すでに申し述べたとおり、今回の三億二千万ドルの対米支払は、協定第七條に掲げられている三つの項目を柱として考慮したものであるが、その算定の背景としては、これに現われない諸諸の事情が勘案されたことも事実であり、その意味で「等」(inter alia)という表現が使われているものである。右事情の中には、たとえば、米国政府により造成された埋立地が復帰により無償で日本政府の財産となること、現在琉球政府あるいは市町村の資産となつてゐるもので米政府からの援助で作られた学校等が存在すること、さらには膨大な額にのぼる米政府による軍事施設がいずれは無償で残していられることなどが含まれている。

問七―20 第七条にいう「、、雇用の分野等<sup>○</sup>において」の等<sup>○</sup>  
 ( Particularly in the area of employment . . . . ) とは何  
 をさすのか。

答 ここにいう「、、雇用の分野等<sup>○</sup>において」の等とは、復帰な  
 かりせば米側が負担する必要のなかつたであろうところの「余分」  
 の費用が退職金の分野のほかにもありうる旨を交渉の過程におい  
 て米側が一般的に指摘していたことを念頭に置いて、その旨をこ  
 く一般的にさす表現であつて、これにより特に具体的事例が考え  
 られているわけではない。

問七 1 21 支払方法は、なぜ均分としなかつたのか。

答 核の移転費その他の関係では、米側は、復帰前に財政負担を行なつており、また引継資産は同時履行の見地から米側は、いずれも返還日における一括払いを主張したが、數次にわたる交渉の結果、核の移転その他の関係の一部を初年度において支払うこととし、協定記載のような支払計画としたものである。

(大蔵省作成)

(参考—主要国会答弁)

(1) 「三億二千万ドルの内訳」、「核抜き明文化」、「七千万ドルの根拠」、「積算の基礎」、「核抜きの条約上の確保」(衆  
沖特、四六。六。三〇)

○愛知国務大臣 協定上に、御承知のように内訳は掲げてござい  
ません。総額三億二千万ドルで合意をいたしたわけでありませ  
ただ、その内容を上げて申し上げますならば、資産の引き継ぎ関  
係で一億七千五百万ドル程度、それから退職金等の負担関係で七  
千五百万ドル程度、それから核の撤去その他これに類するような  
もので七千万ドル程度が適当であると判断をいたした次第でござ  
います。

さらに、もう少し申し上げますならば、資産の引継ぎというの  
は、いわゆる三公社等の関係で引き継ぐものでございます。それ  
から退職金等の関係と申しますのは、基地労務者、軍労の関係の  
方々にかねがねからの強い御要請があります。また当然の御要請  
でもありますが、間接雇用に全部ずばりと切りかえて、そして本

土なみということにいたすことに相なりました。したがって、これは返還の日にかかわりなく、雇用契約ができましたときにさかのぼりまして、たとえば退職金の規定も全部引き上げ改定が行なわれるわけでございます。そして将来いつの日にか退職される方は、その雇用契約ができましたときから返還のときをまたぎまして、そして退職されるときに間接雇用になつて、格段に引き上げられました退職金規程が援用されるようにするというふうに考えたりわけでございます。ところで、そうしたことによつて負担が雇  
用者側に激増することになります。受益者は日本の方々でございます。そういう関係もございませうから、この三億二千万ドルの中に約七千五百万ドルを計上することが適當であると考えたわけでございまして、この分は、したがって受益者は軍労の方々であるといふところに特色があるわけでございます。

それから核の撤去費等では、これはその他にも、欲せざるもので、やはりお金がかかる、お金はなかなか出ないといふようなものをやはり考えに入れる必要があると思ひましたので、七千万ドルをここに積んでおきますことが適當であると判断したわけでありまして、この三億二千万ドルにつきましては、一億ドルが最初の

年次、それからあとは四年間、全部で五年間に分割支払されるわけでありますが、第二年度以降を例にとりますれば、円にいたしまして年度百九十億円程度のものになるうかと考えております。

### ○大出委員

ほんとうに核を抜くことに意見が一致しているなら、もつと、こんな財政のところには書かぬで、核兵器は沖繩から抜きますよと直ちに書けば済む。なぜそれができないか、こういう抽象的な言い回しで、事言いのがれに類するような書き方をしなければならぬのかという理由。いまあなた、口で、話しことばで言うならばと申されている。しからば話しことばで、明文化して条約上の表現があります、核を抜きますと明確になぜなさらぬのです。だから屋良主席は心配をする。沖繩県民は心配をする。国民多数も心配をする。保障がないじゃないか。あたりまえでしょう。なぜそれができないのか。あなたがそこまで強調されるなら、アメリカがそこまで了解したと言うなら、なぜ直接的明示的にあつさり書けないのですか。すなおに書けないのですか。それを聞きたい。

○愛知國務大臣　なぜ書けないかということは、同意語でありますから、私はその理由として何も申し上げることはございませんで、大出さんがおつしやるとおりに、私は、核抜きをこれほど条約文で、エイドメモワールというようない一方的な行政府のペーパーというようなものではなくて、兩國が、代表者が調印をいたしましたその中の文言でございすし、これが十分國會の御審議を経て兩國の約束になるわけでございすから、この約束、それが、先ほど話しことばで言えばと言いました内容が、ここでこうして御審議を通して、その当事者からこうして御説明を申し上げておりますし、この点については米側の上院における審議においても同様のことであるかと私は思います。十分その点は御信頼を受けて、そしてこれが実施に移る。これは破るにも破りようがない。

○橋崎委員　最後に一つだけ、条約局長、おられますか。

先ほどの核抜きの問題、一つだけ聞きます。政府としては、共同声明の八項を引用したということ、それからもう一つ重要な柱として、撤去費用七千万ドルを列挙してある、これが根拠になつておるようですが、返還時点で核は抜いておるといふことになる

と、その前に撤去の作業をしなければならぬ。そうすると、米  
国は、日本から払う金額は返還時からまず一週間で一億ドル  
でしよう。そうしてそれから残りをあと四年間で払う。そうす  
ると、米国は七千万ドルを立てかえて撤去することに話がついてお  
るのですか、具体的に。

○井川説明員 核抜きにつきましたは、愛知大臣も申されました  
とおり、核抜きということが条約上確保されるということは、  
あくまでも第七条の規定でございます。アメリカ合衆国政府が日本  
国政府の共同声明第八項にいう核政策に背馳しないようにして沖  
繩を返還すること、これが根本でございます。それには愛知大臣  
は、確かに費用の点をつけ加えられましたけれども、主眼は、条  
約的見地から見ますならば、第七条の規定そのものでございます。  
そのお金の点につきましては、いずれにいたしましても、三億  
二千万ドルというものが交渉の結果きまりました。その主たる眼  
目というものはやはり第七条に規定されている眼目でございま  
す。それけれども、そのお金を払いますのは、もとより返還が實現され  
た後のことでございます。しかしながら、一方において、返還時  
において第七条の規定が直接働きますのでそこには核というもの

が存在しなくなるというところでございます。ただ、そのお金の関係の点につきましても、これはアメリカの内部の問題でございます。○橋崎委員　そんな簡単な答弁じゃ困りますよ、あなた。立てかえ払いをしてやらなくちゃ核は撤去されないとじゃないですか。もしまじめにあなた方があの七千万ドルといふものを核撤去の一つの証言にするのだつたら、そこまで詰めた交渉をしておるはずじゃないですか。そうでしよう。当然立てかえ払いでやつてくださいといふことになつておるはずじゃないですか。それをやつてないとしたら、全くあなた方はあの七千万ドルといふものをいいかげんしていますよ。私はその七千万ドルの根拠も聞きたいですがね。一体あるのかわからないのかもわからない。しかし国防総省と國務省が要求しておるから、あるだろう。あるいは金額を明示してあるから、あるだろう。瀬良さんの質問にありましたとおりです。日本国民としては、何のことかわからない。何かわけのわからないうちに、とにかく何とか七千万ドル払つたような形、それで何で核抜きに証明になりますか。あなた、どのくらいあるか知りませんが、たとえば千発あるとしてごらん下さい。一発当たり直すと幾らになりますか。七万ドルでしよう、一発当たり直す金額かかるんですか。一体どういふ積算の基礎があるのですか。

だから、二つですよ。簡単でいいですから、立てかえ払いするといふ了解はできておるのかどうか、それが一つ。それから七千万ドルの積算の基礎、この二つ。

○井川説明員　もう一度お許しを得て申し上げたいことは、第七条の規定そのものが核抜きのことであることとございまして、したがいまして、その費用という点につきましてはさらにその次の問題になるわけでございます。

なお、立てかえ払い云々の交渉は、別段する必要はないと思えますし、アメリカが現在持つておる金でやればいいのであります。ただ、条約上の義務といたしまして、アメリカは返還時に核を抜いて日本に返さなければならぬというところがはつきりしているわけでございます。

なお、その点につきまして七千万ドルの内訳というものは、事柄の性質上申し上げることができないこととございします。

(2) 「七千万ドルの内訳」、「立てかえ払い」、「核の点検」、「核抜きの方法」(衆予、四六・七・二一)

○樺崎委員　しかし、これは、返還が実現して、復帰して一週間のうちに、まず三億二千万ドルのうちの一億ドルを払う。あとは四年間ですか、年次払いする。そうすると、返還の時点で核がないといふのですから、アメリカは立てかえ払いで核を抜くのですか。そのことは約束できているのですか、立てかえで抜きますという。どうですか。

○木村国務大臣　七千万ドルの内訳でございますが、これは積算の基礎を事柄の性質上明らかにすることはできません。しかし、その中には当然共同声明第八項に基づく核の撤去費用を含め、またその他ある特殊部隊の撤去費用も含めて積算したものでございます。

○樺崎委員　立てかえ払いをすることを了承していただけますかと聞いていますので、積算の基礎でなくて。

○木村国務大臣　立てかえ払いということになつておりませんが、共同声明第八項の実施に当然伴う費用として米政府としては考えておるわけでございます。

○ 檜崎委員　いいですか、もしおつしやるとおりなら、金は返還後払うのですから、ところが返還の時点で核はないことになつておるといふのですから、当然核抜きにするためには立てかえ払いしなくてはできぬじやないですか。それは話し合つてない。それから、七千万ドル、二百五十二億円の内容については積算基礎は言えない。われわれ、調査によると、少なくとも千発以上は核はあるといふ、そうすると、一発について二千五百万円ですよ。こんな費用を見積もつておる。核は毒ガスよりも危険です。毒ガスについては、撤去の方法を明示して、そして詳細な撤去の方法を講じて、沿道の沖縄県民の方にも協力を求めておる。核抜きについては一切それが知らされないわけですか。一体どうなるんです。これでは私どもが核抜きと言つてみたつてその保証はない。結局は核隠しだといわざるを得ぬじやないですか。これは批准国会で大いにやりたいと思ひますけれども、その点についての総理の御見解。事前協議にはかからないといふことと、それから核抜きの証明にしておるその費用の問題にしても、全然これは根拠がない。核抜きの方法等も明確にされない。これをもつてなにおあなたは核抜きはだいじようぶだと国民に納得させられますか。

○佐藤内閣総理大臣

立てかえ払い、立てかえ払いと言われるから何かと  
思つていたのですが、いまの、返還の際に核抜き、それをアメリカは約束し  
ているが、そのためにはアメリカがまず金を出さなければできない  
だろう、それを指摘しておられるので、一体どういうことをお尋ね  
かなあと首を突はひねつていたのです。

○榎崎委員 それは金のことですから確認しておかなければいけま  
せんよ、向こりも予算委員会があるのだから、  
○佐藤内閣総理大臣 これはしかし、もうすでに約束済みでござい  
ますから、私どもが支払う、立てかえる、その時期というか、アメ  
リカに支払う時期は、これは返還前に私どもは払わないということ  
でありまして、いまの金は約七千万ドルというものを計上しておる  
ということでありまして。したがつて、その意味においては、アメリ  
カは立てかえ払いする、あとで日本が払つてくれるからということ  
だと思ひます。私は、核の問題について、ただいまのような点があ  
るいは誤解を生んでいたのか、かように思ひまして、意外に思つて  
おるので。これは申すまでもなく、アメリカが私どもと約束をし  
ていることです。これは信頼しなければただいまのようなお話  
にもなる。しかし、その一つの信頼のできないことの理由として、

立てかえ払いがないからだ、かように言われることが非常に私は意外でございます。(檜崎委員「事前協議にかからない」と呼ぶ)

また、事前協議の問題を十分説明しろと言われる。私はすでに共同声明でも申しました。日本政府の考え方については十分理解しているから、その意思に反しない、また今回の返還協定におきましてもその点をさらに明確に規定した、こういうことで、私はもうそれより以上の処置は実はないように思っております。

そこで、いま言われるように、あとに残されたものは点検だ、こういうことになるるかと思いますが、これは点検は外国軍隊の点検でありますから米政府の了解のもとに初めてできることであります。だから、それは後の問題としてその問題が残る、かようなことです。が、私はいまの約束を現状において信頼すべきものだ、かように思っております。

○檜崎委員 核抜きの方法について、。

○佐藤内閣総理大臣 核抜きの方法、沖繩から撤去するその方法についてですね。(檜崎委員「毒ガスと同じように」と呼ぶ)これは、ただいまのところまだ具体的に相談ができておりません。しかし、これはもちろんもうすぐでにさうだ、かように思っております。急いでやらなければならぬことだ、かように思っております。

○喜屋武真栄君 次に、米国の資産買取りにつきまして、琉球電力公社あるいは水道公社、琉球開発金融公社、これは無償で琉球政府に譲渡すべきだと、こういうふうに私たちは一貫して主張してまいつたのであります。日米返還協定第七条によれば、日本は米國に對して総額三億二千万ドルを支払う、となつております。その支払の方法につきましては、具体化、明文化されておりますが、その三億二千万ドルの中身が、内容がどのようになつておるか、そのことについてはよく明らかにされておられません。そのことについてお尋ねをいたしたい。

○國務大臣(木村俊夫君) 協定第七条、三億二千万ドルの内訳のお尋ねでございます。協定の上では細目の内訳はございませんが、交渉の結果合意した金額でございます。その主たるものは協定第七条に記載してございますとおり、資産引き継ぎ一億七千五百万ドル、退職金負担で七千五百万ドル、核撤去費七千万ドル、こういふことになつております。いずれこれは次の国会で御審議を願うことになつております。

(4) 「核撤去費用」(衆沖特、四六。七。二三)

○瀬長委員 最初に核抜きの問題について質問しますが、この前、愛知前外務大臣にこの件について質問したら途中から逃げられてしまつて、きようは逃げぬようにお問い合わせします。

協定の中で三億二千万ドル財政支出で出すという中で、愛知前外務大臣の説明では、そのうち七千万ドルは核並びにいやなもの、これを抜くための費用だと言つております。そうなりますと日本政府は、沖繩に現在核があるということを確認されていきますね。

○木村國務大臣 政府としては確認をいたしておりますね。

○瀬長委員 あるかないか確認をいたしておりますか、おりますですか。

○木村國務大臣 確認をいたしておりますませんが、ありとすれば、その核を撤去してもらいたいということとは、当然の要求として政府間の交渉の対象になつております。

○瀬長委員 国民の血税が七千万ドル使われる。支払いの方法も書かれておる。ない場合にはどうなるのですか。この費用は要らぬわけだな。

○木村 國務大臣 米側では、共同声明あるいは今回の返還協定の中に、明確に核撤去費用ということばを使つておりませんので、事実として政府として確認はしておりませんが、そこにそういう実体があるということは、米政府の言明を信用する以外にないと思ひます。

○瀬長委員 米政府は、核の実体があるということをはつきりさしておりますか。

○木村 國務大臣 御承知のように、かつてメーヌ島の撤去をいたしましたし、また当然常識上考えられる戦術核が沖繩に存在するといふことは推測されますが、政府として確認と申しますと、やはり事実確認でございませぬから、そういう点検をしたこともございませぬし、そういう立場におらないことは御理解のとおりでございます。

(5) 「資産引継ぎ関係の一億七千五百万ドルの中身」(参沖特、  
四六・七・二四)

○説明員(吉野文六君) いま一億七千五百万ドルの大体の内訳を  
申し上げますと、三公社資産で大体一億五千万ドル、、、。  
○春日正一君 その中身もつと詳しく言つてくれませんか、三公  
社のうち電力が幾ら、、、。  
○説明員(吉野文六君) その内訳は、いろいろ関係がありました、  
まだつまびらかにしておりません。しいて申し上げますならば、  
電力公社、水道公社、おのおの大体五千万ドル弱、金融公社は五千  
万ドル強と、それを積み上げて一億五千万ドル、こういうことにな  
つております。それから、その他の那覇空港、それから行政用建物、  
道路構築物、航空標識等を合わせて二千五百万ドル、こういうこと  
でございます。

○春日正一君 これは私はいへんなことだと思ひますよ。とに  
かく当然これは国の予算を要求するべきものだし、外国とものごと  
の取引するのに、「大体」というようなことで取引されたらやりき  
れるものじゃない。特にこれは沖縄県民が、三公社なんかについて

は、本来支払うべき筋のものじゃないという事で、琉球政府あたりからもこれについては強い意見が出ておるわけですから、だからこれをあえて支払おうという事になれば、当然支払わなきゃならぬという理由を国民に納得できるよりに明らかにしなきゃならぬはずだし、その中身は実はこれこれなんだという事が——この協定の附属文書ですか、これの中には項目がたく——ん書いてありますかね、私一々読みませんけれども、三公社だとか行政建物だとか道路構造物だとか航空関係の施設だとかいろいろある。それらについてこれは幾らと評価され、幾らと評価されてこうなんだと、アメリカは幾らと言つたけれども日本が幾らと値切つてここですとまつたというようなところまで報告がなければ国民が納得しない。そういう性質のものでしよう。それを、交渉にあつて、もうちやんと判を押してしまつたあとで、前に叩くというなら、交渉中だから大体というような話でも済むけれども、判を押してしまつたあとの国会に對して、「大体このくらいであります」というようなことではこれは相すまぬことだと思ひますよ。私、時間ありませんし、あれですから、これは正確に資料としてこの三億二千万ドル、その中の資産引継ぎ関係の一億七千五百万ドル、これの中身です、いま言

つたそれを具体的に資料として出していただきたいと思うんですが、どうですか、出していただけますか。委員長、確認してください。

○説明員（吉野文六君）これは財務当局とも協議して後ほどこの結論について御報告申し上げます。

○春日正一君 これね、出せぬはずないんですからね。その点、大臣どうですか。ひとつ出しますと、大臣、一言言つてもらえませんかね。

○國務大臣（木村俊夫君）こういう国際交渉ですから、交渉の経過というものは明らかに行きないということ、これは双方の約束でございませう。

○春日正一君 経過はそうですが、中身。

○國務大臣（木村俊夫君）その中身についての交渉の過程においてどの程度一体細目を出すか、これはもちろん予算に計上されることとですから国会の御審議を仰ぐことになりましたが、現在のところ、まだそれについて国会に御報告することは、この際、ちよつと私もお約束しかねます。

○春日正一君 私はそれは非常に不満だということだけ言つて、時間ありませんから、あとでまたこれは問題にします。

(沖繩返還協定条約局擬問擬答。第七条関係追補)

問七―追一―

対米支払のうち資産の引継ぎで一七五百万ドル程度というが、この数字はいかにして決つたものか。

答

資産の引継ぎで一七五百万ドル程度といふのは、協定第七条にあるとおり、米国の資産が第六条に従つて日本国政府に移転されることを(したがつて引継ぎ資産全体を)考慮したものであるが、わが方の評価によれば直接民生用の資産だけで一七八百万ドル余になつたので、この項目に関して大体一七五百万ドルで話がついたものである。

取扱注意

126

昭和四十六年十月十八日

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の擬問擬答  
(第八条)

条  
約  
局

○ 第八條

目次

問八―一 第八條の趣旨及びこの規定が置かれることとなつた経緯いか  
ん。――

問八―二 「両政府の間に締結される取極」とは何か。――

問八―三 五年後には沖繩からの中継活動が中止されることについて米側は了承しているのか。五年の期間終了前に活動が中止される可能性はあるのか。  
「協定の効力発生の日から二年後に沖繩島におけるV O Aの将来の運営について協議に入る。」とあるが何を協議するのか。  
(移転する場合わが方が経費を負担する可能性はあるのか。)

問八―三―一 米政府高官の背景説明によるとV O Aについて米側は五年経つたら撤去する約束は、していないと述べているが、右は、日本政府の見解と喰い違うがいかな。

問八―4

(イ) 第八条に関する合意議事録の趣旨いかん。「ヴォイス・

オヴ・アメリカの運営を継続する必要性に対し、十分な認識を払う用意がある。」の意味いかん。右の規定は、継続を許すことを予諾しているのではないか。

(ロ) 「予見されない事情」とは何か。

問八―5

ヴォイス・オヴ・アメリカ中継局の運営の継続に関する交換公文第6項は、米政府が中継番組につき日本国政府の表明した見解を単に「尊重する」旨規定しているところ、これでは好ましくない放送を中止させることはできないのではないか。

問八―6

VOAに関する交換公文(第六項)には、「中継番組に関する責任は米政府のみが負う」としつつ、「日本政府は必要と認めるときはその番組につき自己の見解を表明する権利を留保し、米政府は日本政府が表明した見解を尊重する」旨を述べているか。

(イ) 右は、政府がVOA中継局の中継番組及びその具体的内容をモニタリングする等常時これを把握するとの立場に立つていると理解してよいか。

(ロ) 仮に第三国が放送内容につき日本政府に抗議してきた場合に、政府としてはどう対処するつもりか。

問八一七 ヴォイス・オヴ・アメリカ中継局の運営の継続に関する交換公文第五項は請求解決の責任が米国民政府にあることを明らかにしているところ、具体的にはいかなる手続により処理されることとなるのか。

13

問八一八 現在V O Aが使用している土地はいかなる性格のものか。

14

問八一九 現在V O Aが使用している土地の内訳（旧国県有地、民有地）を明らかにせよ。民有地の地主数はどのくらいか。

15

問八一〇 V O Aの復帰後の活動は地位協定と関係なく、したがって、V O Aの使用する土地を日本側が施設・区域のごとく提供するとはないと考えてよいか。その場合には、復帰後V O Aが使用する土地の使用権は誰がいかなる方法で設定するのか。

17

問八一〇 関係地主が使用権設定のための契約を拒否する場合にはV O Aはその部分の土地を使用しえないこととなるかと考えてよいか。

18

問八一〇 復帰後V O Aは、なんらかの特権免除をうけるのか。また、その職員の取扱いぶりいかん。

19

問八 14

(イ) VOAに關し、政府は、今回の交渉の過程において「米側が『この種中継活動は米國海外広報庁の事業の一環として諸外國においても行なわれている』旨説明した」と云つてゐるが、現在米國がいかなる國においてこの種VOA中継活動を行なつてゐるのか、政府は把握してゐるか。

(ロ) 米國が各國と結んでゐる協定を入手してゐるか。入手してゐるのであれば資料として國會に提出ありたい。

問八 15

諸外國が米國との間に結んでゐる協定の概要を説明されたい。

問八 16

政府は、今回の交渉において、VOAの問題については、米國が各國と締結した協定の内容を検討し、参考としたものと思ふが、どうか。

その通りであれば、各國の場合と沖繩の場合とを比較説明されたい。

問八 17

他の諸外國と米國との協定では、中継番組の責任關係につきどのように取り決めてゐるか。

問八 18

米國海外広報庁(USIA)、米國海外広報センター(USIS)及びVOAの關係いかん。また、國務省との關係いかん。

問八―19 V O A の運営の継続について取極が行なわれているが、V O A に対する規律はこれで十分か。(郵政省作成)

問八―20 V O A の周波数登録を米側に行なわせる理由は何か。(郵政省作成)

問八―21 沖縄の電波監理の法体系いかん。

問八―22 電波監理に関する琉球諸島高等弁務官の権限と琉球政府行政主席の権限との関係いかん。

問八―23 返還協定と電波法第三条との関係いかん。

問八―24 「この法律の施行の日から起算して五年間」とあるが、合意議事録との関係いかん。

問八―25 「電波法の規定にかかわらず」とあるが、同法のどの部分の適用が排除されることになるのか。

問八―26 「同条(同条に基づき取極を含む)の定めるところによる」とあるが、同条すなわち第八条にはどのようなことが定められているのか。また、取極の性質いかん。

問八一 27 交換公文の中にある無線テレタイプの実態は何か。

(参考)

- 一 関連国会質疑
- 二 米側現地配布資料
- 三 ヴォイス・オヴ・アメリカ (概要)  
(一九七一年七月USIA広報室作成資料)

○ 第八條

問八一 第八條の趣旨及びこの規定が置かれることとなつた経緯  
いかん。

答 (イ) 日本政府は、協定の効力発生の日から五年間沖繩島における V O A 中継局の運営継続に同意し、日米両政府は、同日から二年後に V O A の将来の運営について協議に入ることとなる旨を定めている。

(ロ) 沖繩島にある V O A 中継局の復帰後の取扱いについては、わが国としては、電波法等法制上のためまえよりしても、外国政府の放送業務がわが国内で行なわれることは望ましくないとの立場から復帰後その存続を認めえずとの態度で交渉を行なつた。他方、米政府は、その放送内容にはなんら刺激的

なものなく、この種中継活動は米國海外広報庁の事業の一環として諸外國においても行なわれており、なかなしく沖繩からの中継はアジアにおける米國の政策に対する誤解を防ぐために重要な役割を果たしているとしてその存続を強く主張していた。右のごとき事態を背景として、わが國としても、米國政府にとり、なんらの制約もなく長年継続してきた事業が沖繩返還の結果として将来の計画も樹ちえぬままに突如中止を余儀なくされることが大きな問題であるうことは、理解しうるところであつたので、結局五年間を限つての暫定的存続を認めることに妥協したものである。

(注、(1) 在沖繩 V O A の施設等の概要次のとおり。(在京米大使館に照会確認せるもの)。

(イ) 所在地

嘉手納基地内に本部及び宿舎、本島北部恩納村

万座毛に受信所、同国頭村奥間に送信所を有して  
いる。

(ロ) 職員

米本国人九名、本土出身日本人技術者六名、沖  
縄住民七三名、計八八名（一九七一年三月現在）。

(ハ) 客年八月発表になつたサイミントン小委員会の  
議事録によれば、ランパイト高等弁務官は「V.O  
Aは、沖縄において主要中継施設を運営管理して  
おり、その目的は、中国北部、ソ連極東部、朝鮮  
及び日本（注）におけるラジオ通信である」と述  
べている。右の中継とは、米本国から送信される  
音楽、ニュース等の中継の由である。

(ニ) 使用電波

中波、、、一波一〇〇〇K W

周波数 kc	使用言語	放送時間
(中波) 一、一七八	中国語、朝鮮語	二〇。〇〇〜二。〇〇
(短波)		
六、〇一〇	英語	二〇。〇〇〜一。〇〇
七、一六五	英語、中国語	二〇。〇〇〜二。〇〇
七、二五五	中国語、朝鮮語	一九。〇〇〜二。〇〇
九、五六〇	中国語、朝鮮語	六。三〇〜一。〇〇
一一、八三〇	朝鮮語	六。三〇〜七。〇〇
一一、九三〇	中国語	七。〇〇〜一。〇〇
一五、二一〇	英語	二〇。〇〇〜一。〇〇
一五、三六五	ロシア語	一七。〇〇〜一。〇〇

七。三〇〜八。〇〇

短波、  
（季節等により若干の変更がありうる。）  
なお協定署名時における中波及び短波の使用  
状況は次のとおり。

短波、  
一〇波程度 五KW〜一〇〇KW

(ホ) 送信設備

中波放送	一七八	一〇〇〇	kw
短波放送	一〇〇	一台	
	三五	二台	
	一五	一台	
	五	一台	kw

その他にテレタイプ用及び連絡用設備がある。

(2)

現在米国は、独、フィリピン、セイロン、リベリア等の各国において、VOAの中継放送活動を行なっている。

注(一)

沖繩のVOA放送施設は一九五一年に着工され、一九五三年六月に放送を開始された。

注(二)

VOAの日本向け放送は、講和条約発効を控えた昭和二十六年九月に開始され(当初はカリフォルニア州から放送)、昭和四十五年二月二十八日まで行なわれた。

問八―二 「両政府の間に締結される取極」とは何か。

答 協定署名の際、愛知外務大臣とマイヤー駐日米大使との間に交換された書簡のことである。右書簡においては、復帰後の中継活動上の周波数等電波の発射の基本的特性については、現在の特性を基礎としてのみ行なわれるべきこと、その後の変更については、わが国関係当局の承認を要すること、米政府は、中継局の活動に関する請求を解決する責任を負うこと、中継番組の責任は米政府にあるが、同政府は、日本政府が表明した見解を尊重すること等が定められている。

問八―三

五年後には沖縄からの中継活動が中止されることについて米側は了承しているのか。五年の期間終了前に活動が中止される可能性はあるのか。

「協定の効力発生の日から二年後に沖縄島におけるV O Aの将来の運営について協議に入る。」とあるが何を協議するのか。

（移転する場合わが方が経費を負担する可能性はあるのか。）

答 協定上わが国が同意したのは、中継活動の五年間の暫定的存続であり、このことは、第八条の規定に明らかなるのみならず、合意議事録において五年後の継続は「予見されない事情」なることが示されていることから明らかである。暫定期間終了の際あるいはそれ以前にでも右中継活動が全く終了されることとなるか、

6

それともわが国以外の地に移転されて中継活動が続けられることとなるのか等はいまだ予測しえないが、協議においては、これらのわが国からの中継活動終了の時期、態様が討議の主題となる。いずれにせよ、特に新たな条約の締結等の措置がとられない限り、中継活動が認められるのは最大限五年間であることは、前述のとおりである。

（中継活動がわが国外に移転することとなる場合にもわが国が費用を負担しなければならぬことではない。）

問 八 一 三 一 一 伝えられる米政府高官の背景説明によると、V O A

(アメリカの声)について米側は五年たつたら撤去するといふ約束はしていないと述べているが、右は日本政府の見解と喰い違うがいかん。

答 協定上わが国が同意したのは、中継活動の五年間の暫定的存続であり、このことは第八条の規定に明らかなるのみならず、合意議事録において五年後の継続は「予見されない事情」なることが示されていることから明らかである。

第八条に関する合意議事録の趣旨は、V O A 施設が日本以外の地へ移転されることに決定された場合において、予見されない事情により万一代替施設の完成が存続を認められた五年の期間内に完了してないことがある場合、これが完成までの間沖縄繩における中継活動を継続することが米国にとり必要となりうべきことは、

想像しうるところであり、実際問題として完成までの期間さらに運営の延長が認められるか否かはその際の話合の結果によるわけであるが、わが国政府としては右必要性に十分考慮を払う用意のある旨を述べたものである。

従つて継続の予諾をしているわけではもちろんなく、万々一かくの如き事態が生じた場合に継続に同意するか否かは、完成遅延の事情、完成までの所要期間等についての日米間の話合の結果如何によるものであり、これに同意する場合には本協定とは別個に条約の締結等の新たな措置が必要となる。

問八一四

(イ) 第八条に関する合意議事録の趣旨いかん。「ヴォイス・オヴ・アメリカの運営を継続する必要性に対し、

十分な認識を払う用意がある。」の意味いかん。右の規定は、継続を許すことを予諾しているのではないか。

(ロ) 「予見されない事情」とは何か。

答 V O A 施設が日本以外の地へ移転されることに決定された場合

において、予見されない事情により万一代替施設の完成が存続を認められた五年の期間内に完了していないことがある場合、これが完成までの間沖縄における中継活動を継続することが米国にとり必要となりうべきことは、想像しうるところであり、実際問題として完成までの期間さらに運営の延長が認められるか否かはその際の話合いの結果によるわけであるが、わが国政府としては、その際右必要性に十分考慮を払う用意のある旨を述べたものであ

る。したがって、継続の予諾をしているわけではもちろんなく、万々一、かくのごとき事態が生じた場合に継続に同意するか否かは、完成遅延の事情、完成までの所要期間等についての日米間の話合いの結果いかんによるものであり、これに同意する場合には本協定とは別個に条約の締結等の新たな措置が必要となる。なお、「予見されない事情」とは、まさに具体的に予見しえないものであるので、あらかじめ特定しえないが、代替施設完成上回避し得ない天災、地災といったものが考えられるのではなからうか。

問八 15

ヴォイス・オヴ・アメリカ中継局の運営の継続に関する交換公文第6項は、米国政府が中継番組につき日本国政府の表明した見解を単に「尊重する」旨規定しているところ、これでは好ましくない放送を中止させることはできないのではないか。

答 わが方としてかりにも中継番組につき見解を表明する以上、これが米側により真剣に考慮され、その後の番組に反映されるべきは当然であり、「尊重する」とはかかる趣旨をいつたものであることはいうまでもない。

問八 1 6

V O A に関する交換公文（第六項）には、「中継番組に関する責任は米政府のみが負う」としつつ、「日本政府は必要と認めるときはその番組につき自己の見解を表明する権利を留保し、米政府は日本政府が表明した見解を尊重する」旨を述べているが、

(イ) 右は、政府が V O A 中継局の中継番組及びその具体的内容をモニタリングする等常時これを把握するとの立場に立っている」と理解してよいか。

(ロ) 仮に第三国が放送内容につき日本政府に抗議してきた場合に、政府としてはどう対処するつもりか。

答 御指摘の交換公文にもあるとおり、沖縄における V O A の中継番組に関する責任は、一切米政府にある。また、V O A の中継番組は、ニュース、時事解説乃至新聞論調の紹介及び音楽を内容

とするものであり、その放送内容にはなんら刺激的なものを含んでいないと承知している。

従つて、政府としては、沖縄のVOAが中継する中継番組について常時その内容を把握（モニター）することを特に考えてはいないが、必要と認めた際は何時でも米側より右番組、放送の内容を米側から入手しうる態勢とする所存であり、米側もこの点についてには了承している。

また、御質問の第三国による抗議等は、政府として予想しないところであるが、仮にそのような事態が起つた場合は、右態勢に即応して、対処する所存である。

問八一七

ヴォイス・オヴ・アメリカ中継局の運営の継続に関する交換公文第5項は請求解決の責任が米国政府にあることを明らかにしているところ、具体的にはいかなる手続により処理されることとなるのか。

答 本項の対象となるような請求については、関係者が直接中継局に対し善処方申入れを行ないうることもろんであるが、責任の所在、解決のあり方等につき争が生ずる場合にも、中継局が米国の国家機関であるため、わが国内裁判にこれを付しえないことが考えられるので、損害発生の場合、政府としては、必要に応じ、いつでも問題を日米間の外交ルートで取り上げ、米国政府による解決を要求することができるとあり、米国政府としては、自らに生じた国家責任の履行のため公正かつ迅速な解決を図ることを約している次第である。

問八一八 現在V O Aが使用している土地はいかなる性格のものか。

答 現在沖縄においてV O Aが使用している土地は私有地であり、米政府が、一般の軍用地と同様高等弁務官布令第二〇号に基づいて、琉球政府を通じ、関係地主から賃借権を取得しているものと承知している。

問八 一 九 現在 V O A が使用している土地の内訳（旧国県有地、民有地）を明らかにせよ。民有地の地主数はどのくらいか。

答 現在沖縄において V O A が使用している土地はすべて民有地であると承知している。

なお地主数は合計数百名に上ると承知しているが、目下詳細調査中である。

（注） 国頭村奥間の送信局

一三四・二六エーカー（約一六万四千坪）

地主数 三〇一名

現在の賃借料 二五、三九七ドル九三セント

恩納村万座毛の受信局

一二〇・七九エーカー（約一四万八千坪）

地主数 三〇二名

現在の賃借料 一五、四三一ドル五四セント

北谷村浜川の住宅及び業務用施設

一四・四五エーカー（約一万七、七〇〇坪）

地主数 目下調査中

現在の賃借料 八、〇二〇ドル六三セント

（以上在那覇代表部より現地米当局 --- District

Engineer --- に照会したものである。国会等の場において

公表することにつき米側了承ずみ。）

問 八 一 10

V O A の復帰後の活動は地位協定と関係なく、したがって、V O A の使用する土地を日本側が施設・区域のごとく提供することはないと考えてよいか。その場合には、復帰後 V O A が使用する土地の使用権は誰がいかなる方法で設定するのか。

答

V O A の使用する土地の使用権の問題は、米側が自らこれを処理しつつあると承知している。

(いかなる方法で処理するのか、との質問に対し、「普通の私法上の契約によつて使用権を取得する意向であると理解している。」)  
 (V O A の土地関係地主は、V O A に使用権を提供することを特に問題にしていないと承知している。)

問八―11 関係地主が使用権設定のための契約を拒否する場合には  
V O Aはその部分の土地を使用しえないこととなると考え  
てよいか。

答 V O Aの使用する土地の使用権の問題は、当方としては、現在のところ米側が自らこれを処理する考えであると承知しているが、V O Aの土地関係地主としてもV O Aに使用権を提供することを特に問題にしていないうと聞いており、御指摘のごとき問題が実際上生ずることは今のところ予想していません。

（なお、理論的な問題として追及される場合にも、「あくまでも理論的な問題としてはそのような問題がありうるが、すでに述べたとおり、当方としては今のところそのような問題が実際上生ずることは予想していません。」）

問八―13 復帰後V O Aは、何らかの特権免除をうけるのか。その職員の取扱いぶりいかん。

答 在沖繩V O Aは外国政府の機関（但し外交使節団ではない）であるから、復帰後は他の外国政府の一般的政府機関と同様の地位を与えられ、これらに対する特権免除はない。その米国人職員は、復帰後は外国政府の一般的政府機関の職員としての待遇を与えられることになる。

また、現地雇用の日本人従業員についても、外国政府機関の日本人現地雇用員としての取扱いを受けることになると考えられる。

（注）

(1) 本件の場合、かかる外国政府機関職員としての待遇とは、例えば、所得税の免除（日米租税条約）、本邦に赴任のため入国する際の私用品の関税免除（関税定

率法）等である。

- (2) また、本邦所在のこの種の外国政府機関としては、  
豪州連邦政府の東京観光事務所、フィリピン政府の大  
阪通商振興事務所等がある。

(イ)

V O A に関し、政府は、今回の交渉の過程において「米側が『この種中継活動は米国海外広報庁の事業の一環として諸外国においても行なわれている』旨説明した」と云っているが、現在米国がいかなる国においてこの種 V O A 中継活動を行なっているのか、政府は把握しているか。

(ロ) 政府は、米国が各国と結んでいる協定を入手しているか。

入手しているのであれば、国会に資料として提出ありたい。

答(イ)

現在米国は、西独、フィリピン、セイロン、リベリア等の各国において、V O A の中継活動を行なっていると承知している。(「その他にも V O A 中継を実施している国があるのではな

いかしとの間があれば)

右以外については、発表されていないので、政府としては承知していない。

(ロ) 政府は西独、リベリア、セイロン及びフィリピンの各国と米  
国との間の協定文を入手した。

(注) これら諸国との協定は、国連に登録されている。

問八 15 諸外国が米国との間に結んでいる取決めの概要を説明されたい。

答(1) 米セイロン協定（一九五一年五月一二日、一九五四年七月一四日等に交換）

〔権限・所有権〕 米側は、自己の費用により施設を建設し、完成の際その権原（title）を一ルピーでセイロン政府に移譲する。両国政府は、協定終了の際、施設の所有権を完全にセイロンに付与するため（for the purpose of vesting

the entire ownership . . . . in Ceylon

）協議すること

に合意する。右協議の行なわれない場合、又は協議が合意に達しない場合、権原は一ルピーで米政府にもどり、米政府は施設を無税で国外に搬出しうるものとする。なお、施設搬出の際米政府はセイロンの国有財産の復元補償を行なう。

（1）、（12）

〔放送番組〕 米政府は、その放送番組についてセイロン政府が承認を与える権利を留保することを認める。(10)

(The Department recognizes the right reserved by the Government of Ceylon to give approval to the schedule and contents of its broadcasts from Radio Ceylon)

〔関税等〕 必要資材の輸入税免除 (2)

〔職員の待遇〕 職員は、セイロンの所得税から免除される。  
(2)

〔土地取得〕 セイロン政府は、必要な土地を米政府に代わつて取得する。ただし、費用は米側の負担 (一九五四年取極  
の(7)) (The Government of Ceylon, on behalf of the Agency and on a reimbursible basis, will endeavour to acquire for lease or purchase the land necessary for the station building and antennae.)

〔その他〕 施設の建設が完了するとその運営、維持の責任は

(2)

米独間協定（一九五二年六月一日署名）

〔目的〕 連邦政府は、米政府が「英米仏三箇間と独連邦との間の関係に関する条約」にいう米独共通の利益に資する番組の放送活動を行なうことに合意する。（第一条）

〔放送番組〕 連邦政府は、米政府の放送活動に起因する第三国からのすべての抗議を米政府に回付する。（第二条）

セイロン政府のものとなる。セイロン政府は、右施設により米政府に対し中継等の業務を提供する。米政府は提供された業務に対価を支払う。

〔期間〕 一〇年。それ以前でもいずれか一方の一年の予告で終了する。

一九七一年四月二六日さらに一九七六年五月一四日まで延長された。

〔土地等の取得〕 関係法令に従つて連邦政府は、米政府による必要不動産の取得について援助する。

〔関税等免除〕 必要資材輸入関税免除。連邦内におけるこれら資材の処分については、連邦政府の同意を必要とする。  
(第四条)

〔その他〕 関係国内法の適用排除 (第四条)

〔終了規定〕 発効して五年の後は、一年の予告で終了する。

(3)

米・リベリア協定 (一九五九年八月一三日)

〔目的〕 国際理解と協力を情報交換により促進することを考慮して合意 (前文)

〔土地取得〕 リベリアは、関係施設に必要な土地取得にあたり米政府を援助する。(第三条)

(The Republic of Liberia shall assist the United States of America in the acquisition of the necessary land rights for these facilities)

〔関税〕 関係資材の輸出入は、免税（第五条）

〔特権〕 職員の特権については別途合意（第七条）

〔その他〕 可能な限りリベリア人を雇用することとし、そのため訓練計画を実施する。（第六条）

〔期間〕 四〇年（第八条）

(4) 米比間協定（一九六三年五月六日署名）

〔目的〕 両政府は、米政府が建設する放送施設の使用について協力する。（第一条）

〔放送番組〕 両政府は、いずれかの国の利益を害する放送を行なわないように努力する。（第二条）米政府の放送についての責任は同政府のみが負う。（第三条）

〔関税免除〕 V O A が排他的に使用する器材の輸出入免税（第四条）

〔職員の特権〕 米人職員 *personal effects*

関税免除。国内

旅行の自由。所得資産及び社会保障関係比国税より免除（第五條）

〔損害補償等責任〕 米国政府の放送活動に起因する人身傷害財産損害については、比国の関係法令に従つて米政府が支払う。額は、両政府の合意による。（第六條）

〔土地等の取得〕 不動産の購入は比国政府が行ない、当該不動産の所有権は同国政府のものであるが、支払は、米国政府が行なり。米国政府は、本協定有効期間中当該不動産について排他的使用権を有する。（第四條）

〔終了規定〕 いずれか一方が一八箇月の予告を行なわないうり有効。ただし、特定施設構築完了前に右予告は行なわないうものとする。右特定施設運営開始後一〇年前に比国政府が終了の予告を行なつた場合、同政府は、当該施設建設実

費から一年につき一〇%ずつ減額したものを支払う。その他米政府建設放送施設の処分規定（第八條）

問八一六

政府は、今回の交渉において、V O Aの問題については、米国が各国と締結した協定の内容を検討し、参考としたものと思うが、どうか。

その通りであれば、各国の場合と沖縄の場合とを比較説明されたい。

答

政府としては、今回の協定交渉において米国が諸外国と結んでいるV O A協定を参考としたが、これら諸国はそれぞれ事情を異にしおる模様であり、わが国の場合と比較対照すべきものではないとの印象を受けている。

いずれにせよ、わが国としては、沖縄のV O Aについてはすでに説明したとおりの経緯により（問八一六の答参照）、五年間の暫定的継続に妥協した次第である。

問八一 17 他の諸外国と米国との V O A 協定では、中継番組の責任

関係につきどのように取り決めているか。

答 (一) セイロン

米国政府は、その放送番組についてセイロン政府が承認を与える権利を留保することを認めている。

(二) 西独

連邦政府は、米政府の放送活動に起因する第三国からのすべての抗議を米政府に回付する旨を取り決めている。

(三) フィリピン

米比両政府は、いずれかの国の利益を害する放送を行なわないよう努力する。米政府の放送についての責任は、同政府のみが行なう旨取り決めている。

問八一 18

米国海外広報庁 (USIA)、米国海外広報センター (USIS) 及び VOA の関係はどうか。また、米務省との関係はどうか。

答 (一)

米国海外広報庁 (USIA) は大統領の直屬政府機関であり、米国海外広報センター (USIS) は、その在外出先機関である。而して USIS はその所在地の在外公館長の指揮下に入るものと聞いている。

(二)

VOA も米国海外広報庁 (USIA) の海外放送を担当する機関であるが、USIS のごとく在外公館長の指揮下に入るものではないと承知している。

(三)

米国海外広報庁 (USIA) と米務省は、米政府間においてはそれぞれ独立した官庁であるが、前記 (一) のごとく海外における業務については相互に密接な関係を有しているとみられる。

問八 19

V O A の運営の継続について取極が行なわれているが、  
V O A に対する規律はこれで十分か。

答 沖繩返還協定第八条に基づく V O A の運営の継続に関する取極は交換公文で定められているが、その概要は、V O A の活動の範囲を限定し、周波数等の使用ならびに変更について日本側の承認を求めさせること、V O A の活動によつて日本の無線局等に生ずる混信の除去のため米側に必要な措置をとらせること、周波数の使用が他の無線局に妨害を与えた場合等に国際的な調整を行なう責任を負わせるため国際周波数登録委員会への通告を米側に行なわせること、中継番組についての責任は米政府にあるが同政府は日本政府が表明した見解を尊重すること等であり、V O A に関する電波監理上必要な規律は確保されているものであります。なお、これに伴い電波法の適用を除外する措置をとることとして

(郵政省作成)

問八 1 20 V O A の周波数登録を米側に行なわせる理由は何か。

答 周波数の登録は無線局の使用する周波数の割当てをその所在国の主管庁が国際周波数登録委員会に通告することによつて行なわれ、通告した主管庁は、登録された周波数の使用が他の無線局に妨害を与えた場合等に国際的な調整を行なう責任を負うのを原則とするが、一九五九年ジュネーブで開催された無線通信主管会議における周波数割当ての通告に関する決議の5によればこれに限られないこととなつてゐる。V O A については、その性格にかんがみ、このような使用周波数の国際的調整に関する責任は、これを米政府に負わしめることが適当と考えたので、米側に通告を行なわせることとしたものである。

(参考)

一九五九年ジュネーヴで行なわれた無線通信主管庁会議における周波数割当ての通告に関する決議の5は、周波数割当ての通告は原則としてその領域に無線局が所在する国の主管庁が行なうが「特別の取極で別に定めることができる」の趣旨を決議している。

(郵政省作成)

問八！ 21 沖縄の電波監理の法体系いかん。

答 現在における沖縄の電波監理の法源は、次のとおりであります。

- 一 日本国との平和条約（昭二七 条五）特に第三条
  - 二 琉球列島の管理に関する行政命令（一九五七 行政命令一〇七一三）
  - 三 通信事業（一九五四 米国民政府布令一二八）特に第一条第四項
  - 四 刑法並びに訴訟手続法典（一九五五 米国民政府布令一四四）特に二、二、三三項
  - 五 電波法（一九五五 立法八〇）
  - 六 放送法（一九六七 立法一二二）
- なお、電波監理に係るものとして、航空関係について次

のようなおあります。

(一) 琉球列島における航空輸送規則（一九六七 行政命令一三二六）

(二) 琉球列島における航空輸送（一九六七 高等弁務官布令六二）

（郵政省作成）

問八一—22 電波監理に関する琉球諸島高等弁務官の権限と琉球政府行政主席の権限との関係いかん。

答 無線局の免許、無線従事者の免許等は、電波法（一九五五年立法第八〇号）により、琉球政府行政主席の権限とされていますが、琉球政府は、通信事業という名称の民政府令により、処分決定前に、高等弁務官の承認を得なければならぬこととなつています（海上移動業務の無線局については、免許を与えることとした場合に、免許状発給前に承認を受けなければ足ります）。しかも、琉球政府の処分は、いつでも再審査を受けかつ、高等弁務官の承認若しくは指示により取り消されることがありうるものとされています。なお、米国人その他非琉球籍の者に対しては、琉球諸島高等弁務官が直接その権限の行使として、無線局の免許を与えています。

ほか、航空関係無線局については、琉球政府は権限の行使を禁ぜられており、その結果として琉球諸島高等弁務官が無線局の免許を与えています。

(郵政省作成)

問八 1 23

返還協定と電波法第三条との関係いかん。

答 返還協定が電波法第三条にいう「条約」に該当することは、い  
うまでもありませんが、同条の趣旨は、条約の規定と電波法の規  
定とが矛盾する場合あるいは電波法に相当規定がない場合に条約  
の規定が国内法の規定として適用されることを定めたものと考え  
られます。したがって、返還協定第八条及び同条に違づく取極に  
おいて定められた事項については、電波法の適用が排除されるこ  
ととなりますが、米國政府機関としてのヴォイス・オブ・アメリ  
カ中継局の性格。実態等にかんがみこの条を設けて、たとえば無  
線設備、無線従事者等の事項を含め、電波法のすべての規定の適  
用が排除されることを明らかにしたわけであります。

(郵政省作成)

問八 1 24

「この法律の施行の日から起算して五年間」とあるが、合意議事録との関係いかん。

答 返還協定第八条において「この協定の効力発生の日から五年の期間にわたり、運営を継続することに同意する」旨を定めておりますので、この条においても、期間を明記したものであります。合意議事録に述べられているような予見し得ない事態により万一期間を延長する必要が生じたときは、本協定とは別個に条約締結等の新たな措置が必要となりましよう。

(郵政省作成)

問八 1 25 「電波法の規定にかかわらず」とあるが、同法のどの部分の適用が排除されることになるのか。

答 協定第八条に基づきヴォイス・オブ・アメリカ中継局の運営の継続を認めることとする結果、電波法第三条の規定にてらし、同法第五条の適用が排除されることは明らかであります。この無線局の性格、実態等からみて、単にこの条の適用を排除するのみでは十分ではありませんので、免許、無線設備、無線従事者、運用、監督等電波法のすべての規定の適用を排除したものであります。

(郵政省作成)

問八―26

「同条（同条に基づく取極を含む。）の定めるところによる」とあるが、同条すなわち第八条にはどのようなことが定められているのか。また、取極の性質いかん。

答

返還協定第八条は、次のことを規定しております。

一 日本国政府は、アメリカ合衆国政府が両政府の間に締結される取極に従つて、協定発効の日から五年間、沖縄島におけるヴォイス・オヴ・アメリカ中継局の運営を継続することに同意すること。

二 両政府は、協定発効の日から二年後に沖縄島におけるヴォイス・オヴ・アメリカの将来の運営について協議に入ること。取極は、いわゆる政府間協定でありまして、国会の承認を得ることなく、行政府間限りで締結されるものであります。

（郵政省作成）

問八一 27 交換公文の中にある無線テレタイプの実態は何か。

答 御指摘の無線テレタイプは米国防報庁（USIA）のニュース、広報等の中継に使用されておりませんが、これは沖縄におけるVOAの活動の一環として行なわれているものであります。VOAは一四、五二六KC及び二一、四九〇KCの二波を用い、朝鮮、タイ国、ヴェトナム、ラオス、中華民国、ホンコン、カンボディア、シンガポール、マレーシアに向け中継活動を行なっていると聞いております。

（郵政省作成）

(衆沖特、四六・六・三〇)

○鯨岡委員

V O A の問題は。

○愛知国務大臣

これは中間報告のとき、あるいはそれ以前のこの委員会のいろいろの御審議のときにも率直に申し上げましたように、基本的なアメリカ側と日本側の態度あるいは原則が異なるわけで、日本といたしましては、電波法という日本としてのユニークな法律並びに制度があつて、外国には電波を許さない。ところがアメリカ側から言えば、友好各国との間にも多くの事例を持つて現に運営されておるといふことで、これをどうかして原則的に制度的に認めてもらいたい、これは返還とかあるいは安保条約とかいふ問題ではむしろないという立場をとつて考えておるわけでございます。政府としては、この点についてはぜひいふん努力に努力を重ねましたが、原則論として、わがほうとして恒久的なものとして認められないこ

とはもとよりでございます。そして最終的に五年の暫定期間を限りまして、またその運営等につきましても、日本政府としての発言権を留保いたしまして、暫定的なものとして合意をいたしたわけでございます。

### ○大村委員

(衆沖特、四六・六・三〇)

いろいろお尋ねしたいことがあるのですが、もう時間がほとんどなくなりましたので、あと二点だけにしぼります。

一つはV O Aであります。協定を見ますと、五年間は残すが、それからあとは返るのだ、二年たつたら協議に入るのだというように、なことが書いてあるわけでありますが、なお議事録なんか見ますと、かわる施設ができない場合にはどうかという規定も、ちよつと見受けられるのでありますが、協定の本文どおり五年で返るといふふうを受け取つてよろしいのでありますかどうか、念のため承つておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣

撤去解体作業が行なわれて、そして五年、幾らおそくとも五年以内でこれは完了することになつておりますが、予見されないような何らかの自然的な現象の関係でもあつて、そしてそれがちよつとずれ込むことがありますがいだるうかという懸念が表明されていゝるわけでございますが、この点について明確にいたしておきたいと思ひますのは、五年以上延びますような場合は新たな条約を必要とする、新たに日米政府間で、つまり日本が合意した条約が新たにできなければ五年以上認めるわけにいかないというところが、V O A についての日本政府側の見解であり、アメリカ側もそれを了としていゝるわけでございます。

○田英夫君

(参沖特、四六・七・二四)

それならば、具体的な点で質問したいのですけれども、返還協定の第八条に、V O A を存続するということがはつきりと明記をされておりますけれども、私の理解する限りでは、沖繩からの V O A というものは、明らかに中国、ベトナム、朝鮮というものを

対象にしてアメリカの宣伝放送を、あるいは謀略放送と言つてい  
い内容のものを過去伝えてきたと思ひます。しかし、ニクソンが  
訪中をするというこの現実の事態の中で、今後沖繩からのV O A、  
特に中国向けのV O A放送というものは根本的にいままでのよう  
なやり方を変えなければいけないはずであるし、それどころか不  
必要なものになつた。いまや新しいそういう米中関係を迎えた中  
で、中国に対して宣伝謀略放送とも思われる内容のものを流す必  
要はなくなつた。そんなものをやれば、せつかく雪どけを迎えた  
この米中関係というものをぶちこわすことになるわけですから、  
V O Aの存在理由というものは失われたと、まあこういうふう  
に私は考えざるを得ない。しかも、V O Aの存続というものは明ら  
かに日本の電波法に違反をいたします。この辺の、電波法に違反  
をするというところをおかしてまで何で第八條にあのような規定を  
しておかなければならぬのか。しかも新時代、この新しい状態を  
迎えた中では全く不必要な条項である、こう思わざるを得ないの  
ですが、その点はいかがでしょう。

○ 國務大臣（木村俊夫君）

政府としましても、V O A の沖繩の存続、これは決して望ましいものとは思っておりません。したがつて、まあ電波法の違反は、これは法律問題として、当然調整されるわけですが、わが国としましては、V O A が、従来はいざ知らず、軍事謀略放送としての性格を持たない、自由主義体制におけるいろいろニュース、あるいはニュースに相当するようなそういう放送内容を持つものであるという前提のもとに、暫定的に五年間を限つて存続を認めたいわけであります。しかしながら、二年たてばこの移転についていろいろ日米間で協議が行なわれるのですが、いま御指摘のとおり、米中間でまあ緩和が急速に進んで、もういまやV O A の存続が米中間の緩和に妨害になるという判断が出てきたときに、これを存続するかどうかという判断はむしろ私は米政府がきめることである。こう思いますので、米政府のそういうような判断があらわれれば、わが国としても非常に望ましいものとして、その撤去に賛成でございます。

○田英夫君

ということとは、五年間ということ、二年後に存続について相

談をするといふことでありますけれども、それを待たずに、アメリカ側から言つてくればということに受け取れますが、すでに新しいこの事態が出てきている。しかも、日本の法律に違反をするものである。こういうものを、何でアメリカ側が言い出すまで待つていなきやいかぬのか。二年間待たなきやいかぬのか。日本の法律に違反するのですよ。これはしかも電波法の中で、外国人、外国の政府、法人が出してはならぬということの規定している精神は、明らかにやはり日本人でない人たちが日本のそれこそ国益に反するような放送をしては困るのだ、こういう精神がその中に含まれていることは明らかで、つまり、だから、外国の放送が日本から出されるということは初めから望ましくない。これはやめてほしい。これはもう大前提であるはずなのに、この情勢がかわつた中で、何でアメリカが言つてこなければならぬのか。それまで待たなければいかぬのか。こういうことをお答えになりますと、これはそれこそアメリカ追随ではないか、こういうふうに国民が受け取ると思ひますが、この点だけをとつてみても、すでに沖繩返還協定というものは現実のこの事態にそぐはぬもので

あるというところがはつきりしていると思えますが、もう一回、その点、はつきりとお答えいただきたい。

○ 国務大臣（木村俊夫君）

これはもうわが国にとつても望ましくないのでございます。もしアメリカの判断に基づいてこれが二年を待たずして撤去作業に着手してもらえば、それこそわが国としても歓迎するところでございますが、その反面、アメリカのほうでこのV O Aの放送の性格、これを、いま田委員が御指摘のそういうようなものとはどうも考えていないようです。したがいました、これは米中接触のいかにかかわらず、この米中接触を妨げるものでないというように考え方のもとにV O Aの存続はそのまま私は主張するのではないか、こういう考えすら持つております。

## 二 米側現地配布資料

沖繩におけるV O Aのあらまし

V O Aの沖繩中継局はU S I A（米国合衆国広報庁）の持つ世界的規模の放送ネットワークの中の重要な施設の一つである。この局の主な任務はV O Aワシントン・スタジオにおいて制作されるV O Aプログラムを中国本土に中継放送することである。放送は米政府と、ソ連及び共産中国の支配下にある人々との間のコミュニケーションの主な手段として存在するものである。聴取者の大部分は広報庁の他の手段、例えば映画、テレビジョン、図書館や資料センターの利用、又は新聞や印刷物の配布を通して接触することのできない地域に居住している。従つてV O A沖繩中継局は広報庁のプログラムの実質的な部分を、これらの人々に送り届けるための仲介体としての責任をもつてゐる訳である。V O AのプログラムはすべてワシントンD Cにおいて制作されている。ワシントンで制作されたプログラムはカルフォルニアにあるV O Aの送信所を経て沖繩恩納村のV O A受信所まで短波で

送られ、そこから更に国頭村奥間の同送信所に超短波で送られた後それぞれ指定目的地に同時中継放送される。この中継方法によつて、より強力な電波で、目的地への放送が可能になるわけである。現在、放送には、中国語、ロシア語、朝鮮語、及び英語が使用されている。

沖繩中継局は放送の他、テレタイプを使つて広報庁のニュース集録を極東地域にある米国政府出先機関（及びその他）に届けることもしている。このニュース集録には政府の政局担当級高官による談話の実収録、ニュース会議の本文、事時ニュースの報道及び解説、米国の政治方針等が含まれている。

沖繩中継局はこの他、極東地域にあるUSIS（米国政府広報文化局）に対する技術援助、及び毎日のニュース集録の送信にも従事している。又ニュースや、VOA放送の録音や、うつしを琉球米国民政府や軍、民の数機関に毎日提供している。

VOAの沖繩中継局は本質的には技術的な施設である。奥間にある送信所には、出力一〇〇〇〇ワットまでの短波送信機（複数）が含まれている。一〇〇〇〇ワットの中波送信機及び出力一〇〇〇〇ワットまでの短波送信機（複数）が含まれている。

送信には、自家発電が利用されている。この自家発電所はデイーゼル発電で同じ構内にあり、五二二五KWの発電能力をもつてゐる。恩納にある受信所の場合も同様にデイーゼルによる自家発電所を備えている。

沖繩におけるVOA職員は米政府海外機関職員のみ九名、本土籍の技師及び事務担当官六名、沖繩籍技術員七三名よりなつてゐる。この他、米政府の直接雇傭員ではないが約七〇名に及ぶ労務員、警備員及び準技術員が勤務してゐる。

沖繩中継局には二つの住宅地があり、米国及び本土籍の職員並びにその家族に官舎宅を提供してゐる。その一つは奥間の送信所の近くにあり、他の一つは嘉手納航空隊隣接の同第一ゲート近くにあり、VOAの他、米領事館及びF.B.I.S.の職員が共用してゐる。沖繩中継局長及びVOA沖繩の管理事務所はこの住宅地におかれてゐる。

すべてのVOA海外局は、ワシントンD.C.にある広報庁の放送部門の出先機関として運営されてゐる。従つて、海外の各地域にはVOAの司令部に相当するものはおかれてゐない。当中継局の

場合もワシントン在のVOA本部の直接管轄下におかれている。VOAは、一九四二年に戦時情報局の元に設立され、一九四六年に国務省の一機関となり更に一九五三年に米政府大統領機関の独立した米国広報庁の一部門となっている。広報庁は大統領直属の機関で庁長官は米国家安全保障理事会及び他の大統領顧問機関に参与している。

デービス 一九七一年四月

UNITED STATES INFORMATION AGENCY  
VOICE OF AMERICA  
OKINAWA RELAY STATION  
APO SAN FRANCISCO 96239

THE VOICE OF AMERICA IN OKINAWA - IN BRIEF

The Voice of America's Okinawa Relay Station is one of the key facilities in the United States Information Agency's world-wide radio network. The primary mission of this station is to broadcast VOA programs, originating in the VOA Washington studios, to the Chinese mainland.

Radio remains the primary means of communication between the U.S. Government and the people under Soviet and Communist Chinese domination. VOA's primary listening audience is in those areas where the U.S. Information Agency is unable to utilize its other media services—such as, motion pictures and television, operation of libraries and information centers, and through distribution of press material and publications. VOA's Okinawa Relay Station is therefore responsible for providing a media through which a substantial part of the Agency's program can be implemented.

All of VOA's program output originates in Washington, D.C. It is instantaneously transmitted via shortwave radio from VOA transmitters located in California, received in Okinawa at our Onna receiving facility, fed to the VOA transmitting station at Okuma via VHF radio, and instantaneously rebroadcast to designated target areas. Relay of the programs in this manner provides stronger radio signals in the target area. Programs are currently broadcast in the Chinese, Russian, Korean and English languages.

The Station also retransmits the USIA press file via radio teletype for interested U.S. Government users (and others) in the Far East. This news file contains verbatim speeches by government officials at the policy making level, full texts of news conferences, and reports and commentary on current news, U.S. policies, etc.

第九條

The Station supports USIS posts in the Far East with technical assistance and transmission of the daily press file. Recordings and transcripts of the news file and various VOA programs are provided to USCAR and several military and civilian organizations on a daily basis.

VOA's Okinawa Relay Station is essentially a technical facility. The transmitter complex at Okuma includes a 1,000,000 watt medium wave broadcast transmitter and shortwave transmitters with powers up to 100,000 watts. This plant generates its own electric power for its transmitters. A diesel electric plant at the same location has a power output capacity of 5225 kw. The receiving plant at Onna is also self-contained, with its own diesel power plant.

The VOA staff in Okinawa includes nine U.S. Foreign Service officers, six Japanese engineers and administrative personnel and 73 Okinawan skilled personnel. About 70 laborers, security guards, and other semi-skilled/unskilled laborers are also employed full-time, although not direct-hire U.S. Government employees.

The Station owns and maintains two housing areas for its U.S. and Japanese staff, and their dependents. One is adjacent to the Okuma transmitter plant. The other adjoins Kadena Air Base, Gate #1, and is jointly occupied by VOA, U.S. Consulate and EDJS personnel. VOA's headquarters and manager's office is in the VOA-Kadena Area.

All VOA overseas stations are operating extensions of the USIA Broadcasting Service in Washington, D.C. There are no regional commands VOA-Okinawa therefore reports directly to their headquarters in Washington.

The Voice of America was established under the Office of War Information in 1942 and became a function of the Department of State in 1946. VOA later became an activity of the United States Information Agency, which was established in 1953 as one of the independent agencies of the Executive Branch of the Government. This Agency is responsible directly to the President, with the Director of the Agency participating in the National Security Council and other groupings of Presidential advisors.

三 ヴォイス・オブ・アメリカ（概要）

（一九七一年七月USIA広報室作成資料 四六・一〇・一四米、北一仮訳）

ヴォイス・オブ・アメリカは合衆国及びその政策を世界に理解させることに努めている米国広報庁（U.S.I.A）の世界的なラジオ放送網である。（同庁は海外視聴者のためラジオのほか、テレビ、映画、新聞、パンフレット、雑誌、書籍、展覧会、文化交流計画及び人的交流を進めている。）

施設

スタジオ

ワシントン・コロンビア地区（二三箇所）

ニューヨーク市（三箇所）

マイアミ（一箇所）

ロス・アンジェルズ（一箇所）





第九條

昭和四十六年十月十八日

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の擬問擬答 (第九条)

条  
約  
局

○ 第九条及び未文

目次

問九一	交換公文その他の文書も国会承認の対象とすべきではないか。	1
問九一	米側の協定批准手続を説明せよ。	6
問九一	米側では協定のみならず外資に関する書簡や防衛取極い。至るまですべての文書を上院に提出しているのではな	7
問九一	防衛取極とその他の参考文書との間にいかなる性格の違いがあるか。	9
問九一	米・国上院の条約修正権について説明せよ。	10
問九一	わが国の国会でも条約の修正はできると考えるが政府の見解はどうか。	14
問九一	奄美の場合のごとく復帰の日を協定上も明らかにすべきではないか。	16
問九一	小笠原返還協定の場合、承認通知後三十日目の日に発効するものと協定したのとは、承認通知後三十日目の日に発効するものと協定したのとは、なぜか。	17

問九一 九 ように批准書を交換の日の後二箇月」とは、具体的にはどの

問九一 10 書 批准書の交換の日から協定の効力までの二箇月間は、批准

問九一 11 ら署名の効力による署名がある際、中継がいかまかいかなかつた

問九一 交換公文その他の文書も国会承認の対象とすべきではないか。

答(1) 沖縄の返還について日米間で取り決めるにあつては、政府の権限の範囲内では処理しえないような事項(注)に関しわが国が米国に対して義務を負うことを規定する場合にはすべてこれを返還協定自体に盛り込んであるので、返還協定の締結についてのみ国会の御承認を求め、交換公文等は協定審議の参考に資するため配布した次第である。

(2) (しからば、交換公文等各参考文書に即して何故国会の承認が不要であるかを説明せよとの質問がある場合には、)各参考文書に即して国会の承認のいらない理由は、次のとおり。

(1) 合意議事録——合意議事録に引用されている協定の関係規

定に關し、その解釈や実施細目について両政府間で到達した  
了解を確認するものである。

(ロ) V O A に関する交換公文——協定第八條の委任規定に基づ  
いて締結する細目取極である。

(ハ) 海没地に関する交換公文——海没地の問題を沖繩返還の実  
施、すなわち返還協定の発効までの間に解決せしめるより米  
側に一方的義務を負わせるものである。

(ニ) 施設。区域に関する了解覚書——沖繩における施設。区域  
の提供は、合同委員会を遣ずる協定によつて行なわれること  
となり、かかる協定自体も、地位協定に基づき政府の権限で  
行ないうるものであるが、本件了解覚書は、復帰の日に締結  
されるべき右の協定のための準備作業の結果を記載したもの  
である。

(ホ) 航空に関する了解覚書——日米航空協定上、その附表の修

正は、政府間の合意によつて行ないうることになつてゐるところ、今回の了解覚書は、沖縄の復帰に関連して行なうべき航空協定附表の修正に関する交渉の結果を確認したものであり、附表の修正自体は今後作成すべき政府限りの交換公文によつて行なわれることは、了解覚書の文言上も明らかである。

(7) 外国人等の取扱いに関する外務大臣書簡——この書簡は、その冒頭に記されてゐるところからも明らかなおり、復帰後の沖縄における外国人や外国企業の取扱いに関する日本政府の方針を一方的に通報したものである。(もとより、この政府の方針を実現するためには、経過措置等に関する立法の必要なものもあるが、かかるものについては、復帰に伴う特別措置法中の規定として国会の御承認を求めている次第である。)

(8) なお、防衛庁より参考資料として配布された防衛取極(「日

4

本国による沖縄局地防衛責務の引受けに関する取極」は、沖縄の復帰に伴つてわが国が当然に負うことになる同地域の局地防衛責務を引き受けるにあつて、現にこれを担任している米国との間で引受けの段どりについて調整し、取りまゝめて相互に確認したものであるが、取極の内容は、自衛隊の任務遂行のための自衛隊の部隊等の配置及びその展開計画の策定が主たるものであり、防衛庁設置法（第十二条第三号）に差づく防衛庁の権限内で処理しうる事項である。なお、この取極は、安保条約又は沖縄返還協定に基づくものではない。

（詳細は、防衛庁主管）

（参考）防衛庁設置法関係規定）

（防衛局の所掌事務）

第十二条 防衛局においては、次の事務をつかさどる。

一 防衛及び警備の基本及び調整に関すること。

- 二 自衛隊の行動の基本に關すること。
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置の基本に關すること。
- 四 前各号の事務に必要な資料及び情報の収集整理に關すること。
- 五 自衛隊の部隊訓練の基本に關すること。

問九一 米側の協定批准手続を説明せよ。

答 米側においては、米國憲法第二條第二節 2 の規定に従い、大統領が上院の助言と承認（出席議員の三分の二の同意を必要とする）を得てこの協定を批准することになると承知している。

（参考）

アメリカ合衆國憲法第二條第二節 2

Article II

Section 2

2. He (the President) shall have power, by and with the advice and consent of the Senate, to make treaties, provided two thirds of the senators present concur; ....

問九一三

米側では協定のみならず外資に関する書簡や防衛取極に  
至るまですべての文書を上院に提出しているのではないか。

答 米側においても、上院の助言と承認を得るために提出されてい  
るのは、「返還協定」のみであり、その他の文書は、上院の参考  
までに提出されていると承知している。

(注) このことは、沖縄返還協定の上院提出に関する上院あ  
る。この文書中に次のような文言があることから明らかであ  
る。

「私は、一九七一年六月一七日にワシントン及び東京  
において署名された琉球諸島及び大東諸島に関するアメ  
リカ合衆国と日本国との間の協定の批准に対する上院の  
助言と承認をうるために同協定を提出する。、、、  
さらに、上院の参考までに次の関連文書を提出する。」  
（合意議事録、施設・区域に関する了解覚書、二つの交

換公文、外資に関する書簡、航空に関する了解覚書及び  
防衛取極を掲げている。

右に引用した仮訳に対応する英文は、次のとおり。

"To the Senate of the United States:

I am transmitting for the Senate's advice and consent to ratification the Agreement between the United States of America and Japan concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands, signed at Washington and Tokyo on June 17, 1971. ....

I transmit also, for the information of the Senate, the following related documents:

Agreed Minutes .....

なお、当然のことながら、返還協定の上院提出を要請する国  
務長官発大統領あて書簡においても右と同じ取扱いになつてい  
る。

問九一四 防衛取極とその他の参考文書との間にいかなる性格の違  
いがあるか。

答 いずれも国会審議との関係においては、沖縄返還協定の審議に  
あつたの参考に資するため配布した文書であることにおいて  
相違はない。

問九 1 5 米 国 上 院 の 条 約 修 正 権 に つ い て 説 明 せ よ 。

答 (1) 米 国 憲 法 上 、 大 統 領 が 条 約 の 批 准 を す る こ と に な っ て い る が 、 そ の た め に は 、 上 院 の 助 言 と 承 認 が 必 要 で あり 、 こ の 助 言 と 承 認 は 、 出 席 議 員 の 三 分 の 二 に よ る 旨 定 め ら れ て い る 。

(2) 米 国 憲 法 上 、 上 院 に よ る 条 約 の 修 正 に つ い て 定 め た 規 定 が あ る わ け で は な い が 、 上 院 は 、 三 分 の 二 を 要 す る そ の 承 認 権 を 背 景 と し て 、 過 去 に お い て 事 実 上 行 政 府 を し て 条 約 を 修 正 す る た め の 話 合 い を 関 係 国 政 府 と 行 な わ し め た 例 が あ る こ と は 知 ら れ て い る と こ ろ で あり 、 身 近 な 例 を あ げ れ ば 、 日 米 友 好 通 商 航 海 条 約 第 八 条 2 項 ( 自 由 職 業 に 関 す る 規 定 ) に つ い て の 留 保 の 事 例 ( 注 ) が あ る こ と も 御 案 内 の と お り で あ る 。

(3) 米 国 上 院 に よ る 修 正 等 の 要 求 は 、 大 統 領 に よ る 条 約 の 批 准 に 助 言 と 承 認 を 与 え る 旨 の 決 議 に お い て 特 定 の 修 正 等 を 行 な う べ

(4) 　しとの条件を付す形で行なわれると承知している。

　右のようなことをさして、米國上院は条約の修正権を有すると言われることがあるが、右のような場合においても、上院が助言と承認を与える際に付した条件がそのまま条約の修正や留保となつて國際的な効果を生ずるものではなく、上院が求めたような修正や留保を付するより關係國政府との話し合いをつけた上でも当該条約を批准することとするか又はかかる修正、留保の要求づきでは条約に対する助言と承認が否定されたものと考へ条約の批准を断念するかを決定するのは大統領であり、また、かかる修正や留保を國際的に實現するために関係國と交渉等を行なうことも大統領の権限に屬するものであると考へられる。このことは、条約が相手國との交渉の所産であることから当然といえようが、かかる意味において、米國上院の場合にも、國內法に対する修正権と同様の修正権を条約についても持つてい

るものではないと考えられる。

(注)

日米友好通商航海条約第八条2 (自由職業に関する内国民待遇) に関する米國上院の留保の経緯

(イ) 昭和二八年に米國上院は、日米友好通商航海条約をドイツ、デンマーク等七箇國との通商航海条約とともに一括審議したところ、自由職業に関する内国民待遇を規定する条約の批准については、批准書の交換前に相手國が同意すべき左記(ロ)の趣旨の留保を条件として助言と承認を与える旨を決議した。

(ロ) この留保の趣旨は、自由職業で、その公共的な性格のため州による許可を要し、かつ、法令又は憲法によつて米國民のみに留保されるものには自由職業に関する内国民待遇の規定 (日米条約では第八条2) を適用せず、また、かかる自由職業については最惠国待遇の規定を適用しないものとするというものである。

(イ) 右の結果、米政府としては、前記(ロ)の留保を付し、かつ、事前にわが国の同意を取りつけなければ日米友好通商航海条約を批准しえなくなつたので、同政府は、この留保を付すことについてわが方に申し入れた。日本政府は、これに同意する一方、日本側も当該米国民が属する米国の州等が日本国民に自由職業に従事することを制限又は禁止する場合には、日本で自由職業に従事することについて禁止又は制限を課する権利を留保することとし、これら日米双方の留保は、交換公文で確認された。

(ニ) 米側の留保に対するわが方の同意及びこれに対応するわが方の留保については、わが国においては国会承認を得た。なお、前記の米国上院による決議の行なわれたのが通商航海条約自体の国会承認直前で、米政府がこの決議についていかなる措置をとるか明らかでなかつた関係もあり、右の留保に關する国会承認は事後に行なわれた。

問九―6 わが国の国会でも条約の修正はできると考えるが、政府の見解いかん。

答(1)

これまでもしばしば明らかにしたとおり、国会は、条約修正権を持たないというのが政府の見解である。

(2) 政府がこの問題につき国会でこれまで述べてきたところを要約すれば次のとおり。

(イ) 内閣は、憲法第七三条の規定に基づき、条約締結の可否を国会に問うが、法律案はそれ自身が議案であるのに対し、条約の場合は、「何々条約の締結について承認を求めの件」というのが議案であり、条約のテキストは、この議案に附属する資料であつて議案そのものではない。

(ロ) 右の議案を可決するか否決するかは、国会の権限である。ただし、条約は、相手国との約束であるから、国会が一部の

修正（一部の否決は、修正と同じ。）をしなければ承認できないのであれば全体として否決するのが筋である。

(ハ) 国会が修正や留保を希望する場合には、附帯決議等でその旨の意思表示をするのは自由であるが、国会が自分で修正したり留保を付したりすることはできない。かかる附帯決議等は、修正又は留保を行なつたらどうかという国会の意思の表明にすぎない。相手国と交渉して条約に修正を加えたり留保を付したりするのは、政府の権限に属することである。

問九一七 奄美の場合のごとく復帰の日を協定上も明らかにすべき  
ではなかつたのか。

答 この協定は、日米兩國において立法府の承認を要するので、協定上あらかじめ発効の日を特定する形ではなく、一般の条約例にならぬ批准書交換後一定期間内に発効するという規定が適切と考へた次第である。協定第一条に定められているとおり、協定発効の日がすなわち復帰の日となるわけであるが、政府としては、日米兩國における国内手続がすみやかに終了して、一日も早く復帰が実現することを念願している。

問九 1 8

小笠原返還協定の場合には、承認通知後三十日目の日に発効するものとしたのに対し、今回の協定は批准書交換日の後「二箇月」で発効することとしたのはなぜか。

答 沖繩返還の場合は、わが国法令の適用準備その他日本側で行なうべき最終段階の復帰準備は小笠原返還の場合とは比較にならないほどほう大なものとなることはいうまでもなく、また、米側の引継ぎ準備についても同様であるので、諸般の引継ぎに遺漏なきを期するため、準備期間を小笠原の場合より一箇月長い二箇月とするのが妥当であろうとの点につき日米間に意見が一致したものである。

問九一 九 「批准書の交換の日の後二箇月」とは、具体的にはどの  
ように期間を計算するのか。

答 「批准書の交換の日の後二箇月」とは、批准書を交換した日の  
二箇月後の応当日をいう。したがつてたとえば、〇月一日を協定  
発効日すなわち復帰日とするためには、その前々月の一日に批准  
書を交換すればよいわけである。

問 9 | 10 批准書交換の日から協定発効までの二箇月間は、批准書交換前の期間と異なる特別の法的効果を有する期間か。

答 この協定は、批准書の交換の日の後二箇月で効力を生ずるのであるから、批准書交換後の二箇月間といえども協定が未発効でありしたがって施政権が未返還であることにおいては、それ以前の状態と変わるところはない。しかしながら、批准書の交換により、この協定を締結することについての両当事国の意思は、国際的な面においても最終的に確定し、それ以後は、もはや何らの行為も要することなく、単に二箇月の期間の経過を待てばよいわけであるから、この期間においては、沖縄の復帰は現実のものになるといえよう。

問九―11 宇宙中継による署名の際、中継がうまくいかなかつたら署名の効力に影響があるのではないか。

答 沖縄返還協定署名の際に行なわれた宇宙中継は、日米両国政府の代表者による署名の様相を報道したものにすぎず、したがって署名行為そのものの効力とは何ら関係のないことである。